

東南アジア

経済協力関係法令集

タイ

1960

アジア協会

JICA LIBRARY



1017665[9]

東南アジア

経済協力関係法令集

タイ

1960

アジア協会

| | |
|---------------------|-------------|
| 國際協力事業団 | |
| 発合 月日 '84 5-25 | 719 122 |
| 登録No. 2185 07899 | 4931 ASA |

は し が き

東南アジア諸国をはじめ低開発地域の国々は、戦後政治的独立を獲得するとともに、経済的自主達成をめざして長期経済開発計画を樹立し、これを推進せしめているが、民族資本及び技術等の欠乏のため、その実現には外国資本の参加、それも自国の政治的・経済的自主性を確保し、自国経済の近代化に寄与し得る外国資本の参加を要望している。

わが国の東南アジア等諸国に対する経済協力が強調されている折柄、このたびアジア協会において、これ等諸国の外資導入関係法、企業関係法、外国為替管理法、出入国管理法及び憲法上の経済条項等々、経済協力に関する重要関係法令をとりまとめて刊行することとした。経済界はもとより、広く海外経済協力を推進せられんとする向きの参考に供することを得るならば幸甚である。

なお、この編集作業は短日月に取りまとめた関係上、内容につき不備を免れぬと思うが大方の御叱正をこうとともに、更にこれら新興諸国の法令が日を追うて改定され、体系化されつつある現状に鑑み、今後ともアップ・トゥ・デイトな資料の蒐集に基づき、一層内容の充実された法令集の刊行が望まれる次第である。

この機会に貴重な資料の提供及び法令の翻訳並びに監修に御協力下さった方々に謝意を表するものである。

昭和 35 年 3 月

社団法人 アジア協会

会長 小 林 中

推奨のことば

低開発国の経済的發展が、世界の安定的平和増進のために極めて重要であることが認識され、各国ともアジア、アフリカ等低開発地域に対する経済協力的ないし技術援助をますます活発化し、最近にはこのために国際的協調による努力がなされるに至っている。また低開発国側においては、その政治、経済上の自立と向上を目指して、先進諸国の資本・技術の受入とその効率的活用のため真摯な努力が続けられている。

わが国はその地理的歴史的事情から、アジアの各国の立場をよりよく理解し得る関係にあり、能う限りその發展に協力せんとしている。

この目的を達するためには、関係国の経済、社会、行政、文化等各般の事情がつねに詳細かつ的確に把握されていることが必要であるが、従来かかる調査がとかく不十分のうらみがあった。

社団法人アジア協会は、アジアその他の地域各国との経済技術協力の実施に著しい貢献をしているが、今般アジア諸国における外資、企業、輸出入、外国為替、課税、出入国等、経済協力に直接関係ある法令の蒐集刊行を企画実施されたことは、まことに時宜を得たものであって、関係業界その他各方面を裨益するところ蓋し多大なるものがある。

ここにこれを喜び、広く江湖に推せんする。

昭和 35 年 3 月

外務大臣 藤山 愛一郎

目 次

| | |
|---|----|
| 第 1 章 総 論 | 1 |
| 第 1 節 総 説 | 1 |
| 第 2 節 タイ王国独立史 | 2 |
| 第 3 節 政 治 | 4 |
| 第 4 節 財政経済および経済開発計画 | 8 |
| 第 5 節 日本との関係 | 12 |
| 第 2 章 憲法上の国家経済に関する原則 | 15 |
| 第 1 節 総 説 | 15 |
| 第 2 節 臨時憲法 | 15 |
| 第 3 章 外資導入関係法 | 18 |
| 第 1 節 産業奨励法 | 18 |
| 第 2 節 産業奨励に関する工業省告示 | 22 |
| 第 3 節 奨励を受けるべき産業の種類，規模および条件を定める勅 令 | 25 |
| 第 4 章 企業関係法 | 27 |
| 第 1 節 総 説 | 27 |
| 第 2 節 パートナシップ | 27 |
| 第 3 節 株式会社 | 29 |
| 第 4 節 企業統制法 | 36 |
| 第 5 章 外国為替管理法 | 40 |
| 第 6 章 出入国関係法 | 44 |
| 第 1 節 移 民 法 | 44 |
| 第 2 節 移民法にもとづき発せられた省令 | 64 |
| 英 文 | 71 |

第1章 総論

第1節 総論

タイはインドシナ半島の中央に位置し、北緯5度35分～20度15分、東経97度30分～106度にわたり、北東部および東部はラオス、カンボディア両国、北西部と西部はビルマと国境を接し、南部はタイ湾に面しており、西南部の一部はマレイ半島にのびてマラヤ連邦に接している。

気候は、全土が熱帯に属する常夏の国で、年平均気温は北部約26度（摂氏）、中部約27度、南部約28度である。最も暑い季節は4月で、最高気温は40度に達し、12月が一番涼しい。雨季（5—10月）と乾季（11—4月）の区別がはっきりとしており、年平均雨量は1,600ミリであるが、半島部はモンスーンの影響を受け雨量が多く、3,000ミリ以上に達するところもある。

人口は、1957年2月、第1種議員総選挙の際内務省から発表された統計によると、全人口は22,811,701人で、そのうち、首都バンコック市および対岸のトンブリ市を合わせて1,476,580人である。また、1947年の国勢調査によれば、在留外国人は527,020人で、最も多いのは中国人の467,582人、ついでフランス人の38,337人、イギリス人の10,030人である。中国人が意外に少ないのは、タイ政府は従来からタイ生れの中国人および中タイ混血児をすべてタイ人として算定しており、右の数字は単に新来人のみを集計したからである。

住民は、タイ族のうちシャム族がこの国の指導民族で、これについてラオス族、華僑、マレイ族、さらに東部カンボディア国境にクメール族、西南部ビルマ国境にモン族、西部シャン族、カレン族等の少数民族が住んでいる。

公用語はタイ語で、北部国境地方ではラオス語、アンナン語、カンボディ

第2節 タイ王国独立史

ア語、半島部ではマライ語も使用されている。また華僑間ではいぜんとして広東語、潮州語等の南方中国および北京官話が通用している。

第2節 タイ王国独立史

中国の史書は、紀元前6世紀頃の江南一帯を化外の地と呼んでいたが、そのいわゆる化外民の多くは体格や言語上から中国人と同系統と見られるタイ族であつたらしく、中国人はこれを哀牢 (Ailao) と称していた。

これらのタイ族は1世紀頃から南下をはじめ、一部は西方および西南方に、一部は東南方に移動した。前者は現在シャン族あるいはタイ・ヤイ (大タイ) として知られる民族の祖先である。後者はタイ・ノーイ (小タイ) とよばれ、はじめラオス地方に住んでいたが、一部はメコン河を渡って北タイに入り、さらに南進した今日のspanブリー附近に達した。現在のタイ族はこの民族の子孫である。

黎明期のタイ族史は神話化されているが、チェンセン王統の最後の王プローム侯 (紀元857年頃) のみは実在していたらしい。もしそうだとすると、同王は時初のタイ人王であつたとおもわれる。

13世紀のはじめ、すでに中部タイまで南下していたタイ族の2土侯はカンボディアと争い、1238年ごろカンボディア軍を撃破して同国に致命的打撃を与え、北部スコータイを攻略した。右土侯の1人クン・バーン・クラン・タオはスコータイ王に推挙され、シー・インタラチットと号し、ここにタイ人の国家スコータイ王国の基を築いた。

スコータイ王朝第3代の王ラーマ・カムヘング大帝 (1275~1317?) は若年のときから勇名をとどろかせたタイ史上空前の戦士で、その治世40年の末に同王国の版図は東西はメコン、サルウィン両河にまたがり、北はナーンから南はナコン・シー・タマラートにおよぶ広大なものであつた。統治はよく

おこなわれ、王国は繁栄した。王は中国と親交し、2回も訪中して、船路多数の陶工を連れて帰り、著名なスワンカローグ焼（寸胡録焼）を創始し、また従来用いられていたカンボディア文字を改造して今日のタイ文字の基礎をつくった。

大帝の死後、王国の国威は傾むき、1350年にはチェンセン王統の血を引くといわれるプラヤー・ウートンはアユタヤーに都を定めて王位につき、ラーマ・ティボディ（1350～69）と号して四囲に君臨した。スコータイはこれに併呑されてその附庸となり、ここに6代132年にわたるスコータイ王朝の治世は終りは告げた。

アユタヤー王朝は36代417年の間つづいたが、11代の王ラーマ・ティボディ2世（1491～1529）はポルトガルと条約を結び、これに居住通商権を与え、キリスト教の布教を許した。王はまた軍制改革を行ない一般徴兵制度を確立した。以後2代をへて、賢明なプラチャイ王（1534～46）の治下には首都アユタヤーは繁栄して人口15万に達する大都会となった。

その後タイは、執拗なビルマの侵攻をうけるようになり、しばしば滅亡の危機に際会した。しかし、16世紀末ナレスエン大王（1590～1605）は、4度にわたってビルマの大軍を破りタイの独立を再建した。だがその後国内では王位の争奪相つぎ領民は服従しなくなり、対外的には対欧交渉ますます錯綜し、32代タムラーチャ2世（1733～58）の時に一時少康をえたが、王の死後再びビルマ軍の侵入を受け、1766年にアユタヤーはついに陥落した。

アユタヤー王朝最後の王、ポロムラーチャ5世に嫌われ、手兵をひきいて首都を落ち、ラヨンに拠っていた（華僑との混血の）勇将タクシンは、アユタヤー陥落後進んでビルマの守備隊を乗取り6カ月後にはタイの独立を回復し、人心をおさめんとして王位につきトンブリーに都した。タクシン王は当時分立していた諸勢力を漸次手中におさめ、歴代の王がついに降しえな

第2節 タイ王国独立史

ったチェンマイをおとすなど治績大いに上ったが、晩年に精神錯乱のため狂暴性を呈するようになり、反王叛乱が勃発し、1782年、王の部将チャオピヤチャクリがおされて王位につき、ラーマ・ティボディと号して対岸バンコックに遷都した。これが現チャクリ王朝の始祖ラーマ1世である。

第4代の王ラーマ四世モンクット王(1851~68)は内政、外政に意を用い事績大いに挙げた英帝であったが、次代のチュラロンコーン王ラーマ5世は、タイ史に比類なき明君で、司法行政制度を近代化して、中央集権を強化し、財政をととのえ、郵便電信業務を創始し(1885)、鉄道をしき(1892)、軍制の改革等、近代タイ国建設に努力した。さらに、7世王は、即位と同時に王室費の半減をはかって綱紀肅正の範をたれるとともに、諸外国の憲法を比較研究して欽定憲法の起草に着手したが、当時、実際の政治は王族専政に近かったため、王族の専横に対する不満が増していたところ、たまたま第1次大戦後の経済界の余波、とくに米の輸出不振等による国民生活の不安が高まり、1932年6月24日に勃発した立憲革命によって君主制政治は終りを告げ、同年12月10日の憲法公布によって立憲君主制が誕生したが、1958年10月20日革命により憲法は廃止、臨時憲法が公布された。

第3節 政 治

1. 政 体 タイは、立憲君主政体で、1958年10月20日の革命により憲法は廃止され、1959年1月28日、革命団は、憲法制定のまでの臨時憲法を公布した。

現国王プミホン・アンドデットは、チャクリ王朝の第9世にあたり、1946年10月、バンコック王宮内で死亡した、アンダ・マヒドン前国王の弟で、幼少の時からスイスで教育を受けた影響もあって、非常に民主的で一般国民から親しまれている。

2. 立、法 1958年10月20日の革命によって憲法は廃止され、人民代表議会は解散された結果、立法機関として革命団がこれにあたり、その決議をえて革命団首席サリット元帥の決裁を得た布告が法律効果を生ずることとなった。その後1959年1月28日臨時憲法が公布され、これにより同日制憲議会が設置され、憲法起草とともに立法の権限を付与された。制憲議会は国王が任命する240名の議員をもって構成され、2月5日開会式がおこなわれた。

臨時憲法により制憲議會議員は国王によって240名が任命されたが、もちろん本憲法が制定され、立法機関としての人民代表議会の設置されれば、右憲法の規定により議員が官選あるいは総選挙により選出される。

旧憲法による議会は一院制で、議員数は第1種議員（民選186名）および第2種議員（官選97名）で、任期は第1種議員5年、第2種議員はとくに定められていなかった。

現行選挙法（1956年3月改定）は直接選挙制を採用しており、選挙権者は直接自県から1名の議員を投票により選出する。ただし、人口15万未満の県はこれを15万と算定し、15万をこえる県は15万またはその端数75,000毎にさらに1名を増す。なお、立候補資格者および有権者は選挙が行なわれる年の1月1日に満20歳に達しているものとなっている。

3. 行政 行政権は内閣に属し、行政機構は中央および地方とに分けられる。

(1) 中央行政機構——臨時憲法によれば、国王は、総理大臣および国务大臣を任命して内閣を組織せしめ、国家行政の責にあたらせることになっており、2月10日サリット元帥を首相とする各省大臣が任命された。臨時内閣の閣僚はつぎの如くである。

総理大臣 陸軍元帥 サリット・タナラット(Marshal Sarit Thanarat)

第3節 政 治

| | |
|--------|--|
| 副総理大臣 | (ワン・ワイタイヤコーン殿下) (H. R. H. Prince Wan Waithayakon) |
| | クロムムーン・ナラディブ・ボングブラバン (Krommun Naradip Bongsprabandh) |
| 副総理大臣 | 陸軍大将 タノム・キイテイカチヨン (Gen. Tanom Kithikachorn) |
| 国防大臣 | |
| 外務大臣 | タナット・コーマン (Nai Thanat Khoman) |
| 大蔵大臣 | スントーン・ホングラダロム (Nai Sunthorn Hongladalorn) |
| 経済大臣 | カセーム・シーパヤック (Nai Kasem Sripayak) |
| 工業大臣 | ブーン・チルーンチャイ (Nai Bun Charoenchai) |
| 内務大臣 | 陸軍大将 プラパート・チャルサテヤン (Gen. Prapass Charusathiara) |
| 交通大臣 | 陸軍少将 ボング・ブンナカン (Maj. Gen. Pongse Punnakanta) |
| 衛生大臣 | ブラ・バムラート・ナラドウン (Dr. Phra Bamras Naradra) |
| 協同組合大臣 | ブラ・プラカートサハコン (Phra Prakat Sahakorn) |
| 法務大臣 | ブヤー・アツタカーリー・ニボン (Phya Arthakariya Nibhonda) |
| 文部大臣 | モム・ルアング・ピイン・マラクン (Mom Luang Pin Malakul) |
| 農務大臣 | 陸軍大将 スラチャット・チャルセーラーニー (Gen. Surajit Charusreni) |

現在の中央行政機構は1府12省から構成される。歴代内閣は、1932年立憲革命につづく数次の革命がいずれも軍部を中心とする勢力によって行なわれてきた結果、軍部独裁の色彩が強く、閣僚も軍人が圧倒的多数をしめてきた。

(2) 地方行政機構——現在の地方行政は、仏歴2495年(1952年)の行政法

にもとづき、全国、管区、県、郡の3つの行政単位からなる。

(イ) 地方管区（パーク）——9地方管区あり、長官（Divisional Governor）の任命は内務大臣がおこない、内務大臣の指揮監督をうけて自己の管区の行政にあたる。

(ロ) 県（チャンワット）——県は全国で71あり、県知事（Provincial Governor）は官選で、内務大臣が任命し、県と郡の行政に責任をもつ。また、内務大臣の指揮監督をうける地方管区長官と県知事との関係は直接的なものではなく、県知事は単にその管轄地域の行政事務遂行に際し地方管区長官の指示と助言をうけるに止まる。

県議会（Provincial Assembly）は、選挙された9名以上の無給の議員をもって構成されるが、実質的にはあまり活動していない。

(ハ) 郡（アンパー）——郡は全国に約480あり、郡長（District Officer）は、県知事と同様官選で、内務大臣が任命し、郡の行政に責任をもち、内務大臣の指揮監督をうける。

(ニ) 地方自治体——仏歴2476年（1933年）の地方自治体構成法によると、自治体には村自治体、町自治体、市自治体および連合自治体の4種があり、このうち村と町自治体は勅令により、また市と連合自治体は法律により設立されることになっており、現在、各種自治体は総計117である。

4. 司法 タイにおける近代司法制度は1907年に確立され、1932年の立憲革命により司法権の独立が憲法により保証されるようになった。現行裁判所機構は仏歴2477年（1924年）裁判所構成法（1941年に一部改正）にもとづくものであるが、臨時憲法によれば裁判官は法律にしたがった判決を下す自由を有する旨規定されている。

裁判所は、中央——大審院、控訴院、民事、刑事裁判所がおかれ、地方——全国を5管区に分け、第1管区22、第2管区13、第3管区17、第4管区

第4節 財政経済および経済開発計画

14, 第5管区19の地方裁判所がおかれている。

5. 政党 1951年11月の無血革命により反政府系分子を一掃したピブン革命同志会派は、多年の宿望であった1932年憲法を復活し、さらに「臨時執政会議布告第5号」をもってすべての政治的結社を禁止し、軍部独裁制を確立した。

翌52年3月の憲法改正で政党の結成を認めているので(第26条)、その後反政府系議員はしばしば「政党組織法案」を提出したが、政府は右法案は政党を法人としているため、共産側から政治的献金をなすおそれがある一方、現在のように政党がなくても民主政治は可能であるとの理由のもとに、毎回否決してきた。しかし1955年4月、2カ月半にわたる世界一周の旅にでたピブン総理は、帰国後、国内民主化の必要を痛感し、その第一歩として政党結成を認める見解を表明し、ただちに政党法案の起草を命じた。

この法案を同年9月10日議会に提出され、同月19日議会を通過、28日公布された。新政党法の特徴としては、つぎの2点をあげることができる。

- (1) 政党を結成せんとする者は、500名以上の有権者もしくは10名以上の現国会議員をもつことを条件としていること(第3条)
- (2) タイ人以外からの政治献金を禁止し、華僑および共産側が資金を通じて政治に介入することをふせいでいること(第16条)

1958年8月末までに結成された政党は30党もあったが、1958年10月の革命で、政党法は廃止され、政党は解散し、現在まで政党法については、なんらの措置もなされておらず、復活する見通しも暗い。

第4節 財政経済および経済開発計画

1. 財政経済 タイ国経済の根幹をなすものは農業であるが、タイの総国土面積約15万平方キロメートルのうち現在耕作されている面積は約12%に

すぎない。しかもその耕作面積中、93%は米の栽培にあてられている。

タイ経済は、第2次大戦後世界的食糧不足とそれに続く朝鮮動乱による原料需要の増大等の好条件に恵まれて米、ゴム、錫等の輸出が大幅に伸び、国際収支は毎年黒字を記録し、国民所得も急増してきたが、1958年にはタイの主要産品である米、ゴム、錫等の輸出が不振であったが、1959年に入ってから、米の輸出不振はつづきゴムと錫は幾分好況を示したものの、依然として逆調を変えることはできなかった。しかし1959年2月成立したサリット政府による産業開発諸施策がしだいに実をむすびつつあり、物価も56年6月から下落の傾向を示し、またアメリカの1959会計年度における対タイ経済援助額の増加等もあって外国為替も安定をみせている。とくに、1958年10月、サリット元帥によるクーデター後誕生した革命団政権は、国家財政改善のための経済建直しを重要政策としてあげているが、58年末、従来の産業奨励法を改正し、より広範な産業育成をはかるとともに、今後、長期および短期の経済政策を検討せしめるため、経済専門委員会を設立し、強力な経済政策を打ち出す旨の布告を発している。

2. 経済開発計画 タイにおいては、これまでに総合的な経済開発計画は策定されず、政府各省が別個に電力、鉄道および道路復旧、港湾拡充、鉱山開発、工業開発等の計画が立案されてきた。そこで、まず1953年に国家経済審議会の補助機関として「経済計画委員会」が設置され、各省の投資計画を国家予算委員会に先立って審査することになった。そして、経済計画委員会が承認すれば、予算委員会も無条件で通過し、ほとんどが実行に移されている。但し、その際、(f)外貨収入の増加に役立つ計画、(g)企業的収益を早くあげうる計画には優先権が与えられている。ついで、1954年10月には、国内産業の保護育成と外貨導入の促進を目的とした「産業奨励法」を制定し、翌年10月に奨励法の原則と外貨導入に関する方針を発表した。

第4節 財政経済および経済開発計画

現在タイ国政府の主要経済開発計画には、つぎのものがある。

(1) 国道新設5カ年計画 (1957年4月策定)

- (イ) ゲンコーイ (サラブリー県) - ブウアヤイ (中タイ) (現在約3分の1完成)
- (ロ) スラタニーブケット (南タイ)
- (ハ) ラットブリー-スッパナー-ロップリ (中タイ)
- (ニ) ロップリー-シンブリー-ターク-メー-ソード (ビルマ)
- (ホ) チャチャンサオー-チョンブリー-トラアト (タイ湾東海岸地区)
- (ヘ) ウドン-ナコンパノム-スリマンコン (東タイ)

(2) 農業発展5カ年計画

- (イ) 農業機構を設立し、農産品の改良と奨励を行ない、とくに胡椒、青果その他の輸出に努力する。
- (ロ) ゴム栽培とくに優良品種を栽培せしめ、品質の向上をはかり、輸出を増進する。
- (ハ) 全国各県ごとに「農民相談所」を設置し、農業技術の教育その他農民との連絡を密にする。
- (ニ) 害虫撲滅運動を行なう。
- (ホ) 農産品展覧会を開催し、入賞者にたいする授賞および優良品種の探究ならびにその普及をはかる。

(3) 石油開発5カ年計画 (国防省)

- (イ) 精油所の新設
 - (i) ファング精油所日処理1,000バレル現地産原油を処理
 - (ii) パンナー精油所一日処理15,000バレル輸入原油を処理 (日本が関係している)
 - (iii) その他10,000バレルおよび5,000バレルの精油所の新設

(ロ) 貯油設備の整備

- (i) 輸入原油処理のため、港湾荷揚設備²⁾(タンク、パイプライン、レール、運搬車両) および精製石油輸送の設備、車両の整備
- (ii) 緊急事態に備えて3軍用として中央および各軍管区ごとに貯油設備をもうける。

(ハ) 一般向販売機構の整備

ガソリンスタンドを全国各地にもうける。

- (ニ) 鉄鉱資源の調査、日本側(八幡、川崎、日本鋼管)もしばしば調査し、またドイツ・クルップ社も調査の結果北タイ・ロイ地区のものは相当有望であるが、輸送の点で難点があるようである。

(4) 市内電車敷設計画

チェンマイ、ロブプリー、ピサルロック、ナコンラチャシーマ、ナコンシータマラートの5市に新設、バンコック市は拡充

3. 外国の経済援助と協力

- (1) アメリカの援助 1950年9月の経済技術援助協定締結以来1958年7月までにタイがうけたICA 援助総額は、約1億2,000万ドルに達し、その用途は主として物資、役務の購入であり、その他、研修生の派遣等となっている。

なお、1959年米会計年度の経済援助では、贈与分2,400万ドル、ローン3,400万ドル計5,500万ドルで、前年の43,000万ドルより増加している。

- (2) コロポ計画による援助 タイは1954年にコロポ計画審議会に加盟した。以来タイが援助を供与された専門家および研修生の数は1959年7月までに専門家168名で日本はそのうち22名(水産関係14、農業4、工業3、その他1)を派遣し、その派遣数はセイロン、パキスタンにつ

第5節 日本との関係

いで第3位にある。研修生は288名で、日本はそのうち79名（運輸関係18、農林業関係22、衛生関係7）を受け入れており、日本の受入数は国別では第1位となっている。

(3) 西ドイツとの経済技術協力協定 西ドイツとの間に1956年10月、つぎのような経済技術協力協定が締結された。

(イ) 資源の開発利用に関し相互に科学のおよび技術的経験の交換を行なう。

(ロ) 西ドイツ政府はタイ政府の要請に応じドイツ国民の経験と資力をタイ国民に推供する。

(ハ) 技術研修の機会を相互に提供する。

この協定にもとづき1958年5月にタイ・ジャーマン・テクニカル・インスティテューションが開設され、タイ側は土地建物を提供し、西ドイツ側は職業教育の専門家、熟練工、各種工作機械等を提供することとなっている。このほかタイ国内の技術学校教師10名を西ドイツに留学させることになっている。

(4) その他 (イ)世銀借款、(ロ)国連機関の技術援助等がある。

第5節 日本との関係

1. 総説 日本とタイ国との関係は、豊臣・徳川初期における御朱印船の渡航や山田長政を中心とするアユタヤの日本人町など古い。しかし、両国間に正式に国交の開かれたのは、1887年（明治20年）の修交宣言からで、その後1897年（明治30年）にわが国初代弁理公使が赴任し、翌1898年には通商航海条約（(1924年（大正13年）と1938年（昭和13年）に改訂））を締結し、爾来、両国要人の来往訪、わが国産業人の渡タイ、大阪商船のバンコック航路の開設等があり、両国の友好関係は次第に緊密化していった。

第1章 総論

1933年の満洲事変をめぐる国際連盟総会でタイが棄権をあえてし、対日好意を表明してからは両国の友好関係は急速に親善の度を加え日本の南進策とタイの国粋主義運動とがからみ合ってこの傾向はますます顕著となり、日タイ航空協定（1939年）、日タイ和親条約（1940年）の締結、タイ仏印国境紛争調停、日タイ両国公使館の大使館昇格等の重要事項がつつぎに成立した。

1941年の太平洋戦争勃発当時、タイ政府は厳正中立を標榜したが、同年12月21日には日本との間に同盟条約を締結し、翌1942年1月25日に米英にたいし宣戦し、また特別円決済にかんする協定、軍事費協定および文化協定等を締結し、日タイ関係はますます強化された。しかしこの関係は、太平洋戦争の終結とともに中断された。

第2次大戦後中絶していた日タイ貿易は1947年はやくも再開され、翌1948年にはオープンアカウントによる貿易協定が締結された。

その後、1951年3月に日本政府在外事務所がバンコックに設置され、1952年4月28日両国の国交は回復し、同事務所は在タイ日本大使館となった。この国交回復によって終戦後停止されていた友好通商航海条約は復交され、さらに1953年5月には新航空協定、1955年4月には新文化協定、また同年7月には特別円問題解決にかんする協定がそれぞれ締結された。なお、1956年4月には、前記オープン・アカウントによる貿易協定にかわり、現金決済による貿易取極が締結され、毎年延長が行われ現在にいたっている。

また、1955年7月締結された特別円問題解決にかんする協定による、54億円の現金支払は1959年5月完了したが、96億円の経済協力の実施については、目下両国政府間において交渉中である。

2. 経済協力 経済および技術協力の主要なものは、つぎの如くである。

- (イ) プラント類の延払——車輛，レール
- (ロ) 合併事業の成立

第5節 日本との関係

- (i) 三菱金属—三菱商事—現地資本との合併（南タイの錫探掘，1559年三菱は出資元本を放棄した）
 - (ii) 三井金属—現地資本との合併会社（南タイの錫，タングステンの探掘）
 - (iii) 長谷川鉄工所の投資（5,000ドル）
- ㊦) 技術協力
- (i) 地下資源調査，鉄鉱石，オイルシエルその他
 - (ii) ダム建設工事に対する建設技術者および土木技術者の派遣
 - (iii) 稲作改良試験のため農林省の招きにより農業技師の派遣
 - (iv) タイ国鉄の研修生の受入（日本側国鉄）
 - (v) 海軍々人の技術研修生の受入

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

第1節 総 説

1948年10月20日の革命前のタイ王国憲法第41条は、「国は私経済的企業を奨励し、公企業および私経済的企業の活動を調整しなければならない」旨規定していた。そして、この憲法の条項の部分的な履行として、政府は、1954年10月、「産業奨励法」を制定し、タイ国に対する投資につき種々の便益および保証を与えることによって外国資本の導入を図ろうとした。1955年10月21日工業省は、「一般的に産業部門の投資は、その投資がタイ国人によると外国人によるとを問わず自由に行なうことができ、政府はこれら投資家の通常の産業活動を妨げたり、ある者に特権を与えたりするようなことはしない」旨の声明を出している。

第2節 臨時憲法 (1959年1月28日公布)

タイ国憲法は1958年10月20日の革命の際廃止され、1959年1月28日、革命団は憲法制定までの臨時憲法を公布した。同臨時憲法は20カ条により成っており、旧憲法と相違する主要点は、(イ)総理大臣の権限の強化、(ロ)総理大臣および各大臣の制憲議会議員兼任禁止、(ハ)行政権と立法権との完全な分離等があげられる。

第1条 主権はタイ国人民に淵源する。

第2条 タイ国は王国で一体不可分である。国王は国家の元首にして軍隊の総帥である。

第3条 国王は神聖にして不可侵である。

第4条 枢密院をもうけ9名をこえない顧問官をおく。その任免は国王の諭

第2節 臨時憲法

旨による。

第5条 国王は国会の助言と承認にもとづいて法令を公布する。内閣は行政権を行使し、裁判所は司法権を行使する。右はいずれも国王の名において行なう。

第6条 憲法を起草するため制憲議会をもうけ、かつ、これに立法の権限を付与する。

第7条 制憲議会は国王の任命する240名の議員をもって構成する。議員に空席を生じた場合は、国王がその補充を命ずる。

第8条 国王は制憲議会の決議にもとづき、議員の中より議長1名、副議長1名ないし数名を任命する。

第9条 第10条および第11条の規定にしたがい、制憲議会は法案、動議の提出に関する議事規則を規定し、また、会期、審議その他の事項を決定する権限を有する。

第10条 制憲議会は憲法の起草を完了した後、国会として開会し、憲法草案にかんし、公布に先立って国王の署名を得るため国王に提出すべきか否かを審議する。右議決にあたり、憲法草案に改訂および増補を加えることができない。

前項の議会の定足数は全議員の4分の3を下ることができない。憲法の公布には国会議長の副署を要する。

第11条 第10条の規定により、制憲議会における表決が、全議員の半数以上の同意を得られず、憲法草案が上奏されなかった場合は、制憲議会はあらためて憲法草案を審議し、現憲法にしたがって改案の手続きをとるものとする。

第12条 制憲議会会期中の議員の発言は、事実の陳述、意見の発表、投票のいずれを問わず絶対的特権とされ、これにたいしいかなる法律上の訴訟もとることができない。

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

前項の特権の保障は、国会当局が指令した議事録の印刷および発行についても適用される。

第13条 制憲議会の議員にして、拘留され、また刑事事件によって告訴された場合、制憲国会議長より申請があれば、釈放または審判を停止することができる。

第14条 国王は総理大臣1名および国務大臣を適當数任命して内閣を組織せしめ、国家行政の責にあたらせる。総理大臣および国務大臣は、国家の議員を兼任することができない。総理大臣および国務大臣は国会に参加し、会期中事実の陳述、意見の発表を行なう権限を有するが、投票権はない。

第15条 国王は国務大臣を罷免する大権を有する。

第16条 組閣前は革命団主席が内閣および総理の職務を代行する。

第17条 現憲法実施期間中、総理大臣は、国家の安全を妨害または王位を危殆に陥らしめる行為、もしくは国家の安寧および秩序に脅威を与える行為については、国の内外を問わず、これを防圧し肅静することが有利であり、かつ、その必要を認めた場合には、総理大臣は閣議の決定をえて各種の措置を命ずる権限を有する。右命令および措置は合法的なものとみなされる。

前項の規定にもとづき総理大臣の発した命令および措置は、国会に通知されるべきものとする。

第18条 あらゆる法律の条文、勅語および勅令には、総理大臣または国務大臣の副署を要する。総理大臣の任命には国会議長の副署を要する。

第19条 裁判官は法律に従い審理を行ない判決を下す自由を有する。

第20条 この憲法の条文に規定されていない場合は、民主政体としてのタイ国の行政慣習にもとづき決定される。

右情勢に関連し、国会の所管事項にかんする紛争が起こった場合または内閣が国会にたいし議決を要請せる場合には、国会がこれを決定する。

第3章 外資導入関係法

第1節 産業奨励法 (1954年10月12日付官報告示)

第1条 この法律は「仏歴2497年(1954年)産業奨励法」という。

第2条 この法律は官報に公布した日の翌日からこれを施行する。

第3条 この法律において

- (1) 「産業」とは、機械または人力のいずれを使用するかを問わず、すべての種類の生産事業をいい、かつ、農業、運輸事業、観光事業および勅令をもって産業と定める他の事業をも含む。
- (2) 「委員会」とは、産業奨励委員会をいう。
- (3) 「大臣」とは、この法律にもとづく主管大臣をいう。
- (4) 「担当官」とは、この法律にもとづき、本法を実施するために大臣が官報に告示して任命した係官をいう。

第4条 (1) 工業大臣に対して、この法律にもとづき事務を管掌し、かつ、この法律を実施するために担当官を任命し、省令を公布する権限を付与する。

(2) 右の省令は官報に公示後効力を発する。

第5条 (1) つぎの者によって構成される産業委員会を設置する。

工業大臣——委員長

大蔵大臣または大蔵副大臣

経済大臣または経済副大臣

工業副大臣

工業次官

内務次官

国家経済院事務総長

国防省代表

農務省代表

協同組合省代表

産業、財政、経済もしくは法律の分野における有識者の中から内閣によって任命された2名以上4名以下のもの

(2) 委員長の定めるところにより書記を置く。

第6条 有識委員の任期は3年とする。

第7条 (1) 有識委員は、つぎの場合任期満了前にその地位を失う。

(イ) 死亡

(ロ) 辞職

(ハ) 内閣による罷免

(2) 任期満了前に欠員の生じたときは、補欠委員を任命する。補欠委員に任命されたものは、その前任者の残留期間だけ在任する。

第8条 委員会の会議は、総委員の過半数の出席をもってその定足数とする。

第9条 会議において委員長の欠席したときは、出席委員中から当該会議における委員長1名を選出する。

第10条 (1) 協議事項の表決は投票者の過半数による。

(2) 委員は各自1票の投票権を有し、可否同数の場合は、当該会議の委員長の投票によって決する。

第11条 (1) 委員会の権限と職務の範囲内にある事務の遂行または何らかの事実の調査をするために、委員会は、小委員会を設置する権限を有する。

(2) 小委員会の会議については、第8条、第9条および第10条の規定を準用する。

第12条 委員会は、つぎに掲げる諸事項に関し、内閣に対して意見を具申す

第1節 産業奨励法

る義務を有する。

- (イ) 国家が奨励しようとするに当たっての条件を含み、奨励すべき産業の種類および規模を決定すること
- (ロ) 国民経済を衰微させまたは公衆の安寧を阻害するおそれがあるとき、国土の全域または一部地域において新たに産業を営むことを禁止すること
- (ハ) 既存産業を国民経済に適合または安寧にそうように改善すること
- (ニ) 新たに産業を営み、またはその規模を拡張する際使用する機械に対する輸入関税を免除もしくは減額すること
- (ホ) 一定期間にわたり国税法にもとづく税を免除もしくは減額すること
- (ヘ) 外国から輸入しなければならない原料に対し一定期間輸入関税を免除もしくは減額すること
- (ヘ) 第(イ)号にいう外国から輸入しなければならない機械の購入のため、1回に限り政府の交換レートにより外国為替と交換すること
- (コ) 生産物を国外に輸出すること、および当該産業の規模に応じ一定期間その輸出関税を免除もしくは減額すること
- (ク) 国民経済を衰微させるおそれのある同種商品の輸入を禁止し、または同種産業の営業許可を停止することにより産業に保護を与えること
- (ケ) 外国から投下された資本、または外国投下資本から生じた利潤を外貨で国外に持出させること
- (カ) 当該国に対する移民割当員数が満員となった場合において、産業に関する技術者または専門家を右移民割当員数以外のものとして入国させること

第13条 (1) 委員会はその職務権限の遂行に当たり、必要に応じて文書による命令をもって、特定人を事実の申告のために呼び出し、または審議事

項の報告書を提出せしめる権限を有する。

- (2) 前項の命令を受けた官吏以外の者の旅費、宿泊料、その他の実費および日当は、工業省が妥当と認めるところに従いこれを支出する。

第14条 (1) この法律を施行するため、担当官は必要に応じ日出から日没までの時間において、特定人から事業に関する実情を聴取し、書類またはその他のものを検査するため、その者の住居構内に立入る権限を有する。右の場合、住民構内の管理者は、担当官に対し適当な便宜を供与しなければならない。

- (2) 前項の目的をもって担当官が住民構内に立入ろうとする場合、緊急でないときは、住民構内の管理人に対し文書によって適当な時間の予告を与えるものとする。

第15条 第14条にもとづく担当官の職務の遂行に当たり、担当官は省令によって定められた事項の記載ある身分証明書を関係人に呈示しなければならない。

第16条 如何なる種類、規模の産業が、どのような条件の下に奨励を受けるかは、勅令でこれを定める。

第17条 如何なる種類、規模の産業が営業を禁止され、またはどのような条件の下に営業を許可され、もしくは改良されなければならないかは、勅令でこれを定める。

第18条 (1) 第16条にもとつき勅令の公布があった場合、大臣は内閣の承認を得て第12条に規定された事項に関し、事業主と取極めを結ぶ権限を付与される。

- (2) 右の取極めを結ぶに当たり、大臣は事業主の従うべき条件を定めることができる。

(3) 事業主が取極め条件に従って就業しない場合は、大臣は援助を中止す

第2節 産業奨励に関する工業省告示

ることができ、また事業主に対し、この法律にもとづく援助により事業主が受けた利益の2倍を超えない額の罰金を科することができる。援助によって受けた利益を金銭に算定できないときは、年間純益の10倍を超えない額の罰金を科することができる。

第19条 前条にもとづき取極めを結んだ場合、大臣はその取極めの内容に関係官庁に遅滞なく通報するものとし、かつ、当該官庁はその取極めにもとづいて実施する権限と義務を有する。

第20条 何人といえどもつきに該当する場合は、1万バーツ以下の罰金または1年以下の懲役もしくはその両者に処される。

(イ) 第13条に規定する委員会の命令に遵って実施しないとき

(ロ) 第14条に規定する担当官の職務の遂行を阻げ、もしくは便宜を供与しないとき

第21条 (1) 勅令の禁止する産業を営み、または第17条所定の条件と異った産業を営み、もしくは第17条所定の産業の改良をなさないものは、5万バーツ以下の罰金または1年以下の懲役もしくはその両者に処される。

(2) 罪を科せられ、かつ、前条の諸規定に違反してなした産業は閉鎖される。

第2節 産業奨励に関する工業省告示 (1955年10月21日公示)

タイ国政府は、国内における産業を奨励し、かつ、タイ国籍を有するもの、および外国籍を有するもののいずれもが自由に産業を営むことができるように産業経営者を支持する政策を確定したので、ここに産業奨励の原則および取扱方法をつぎのとおり公布する。

産業の種類

1. タイ国人の投資たると外国人の投資たるとを問わずあらゆる産業を自由に営むことができ、右投資はタイのみによると外国人のみによるとを問

わず、また株式会社たるとパートナーシップたるとを問わない。

政府は、産業経営者が通常の事業を行なうことに介入せず、また同一人もしくは類似の事業を営む何人に対しても、たとえそれが政府経済機構といえども、なんらの特権を附与しない。

2. つぎの事業は、第1項の規定により除外するものとする。

(イ) 国に留保されている事業

- (1) 花火を除く武器、弾薬および爆発物の製造
- (2) 紙巻煙草の製造
- (3) 鉄道事業
- (4) 埠頭事業
- (5) 国内民間航空事業

(ロ) 産業を経営する者が政府との間に契約を結ばなければならない事業

- (1) 酒・果樹酒・ビールの醸造
- (2) 旅客運送業
- (3) 電気事業
- (4) 水道事業
- (5) 電信事業
- (6) 電話事業
- (7) 鉱山ならびに鉱石の試掘・開発事業
- (8) 石油の試掘・生産・精製事業
- (9) 林業
- (10) 銀行業
- (11) 損害保険および生命保険業

奨 励

3. 政府は、「仏歴2497年(1954年)産業奨励法」に従い、タイ国籍を有す

第2節 産業奨励に関する工業省告示

る者、外国籍を有する者のすべて産業を經營する者に対し与えられる、つぎのうちの1または2以上の奨励に関して審議する。

- (イ) 新たに産業を営み、または大規模に拡張する際に使用する機械に対する輸入税を免除もしくは減額すること
- (ロ) 国税法にもとづく税を一定期間にわたり免除もしくは減額すること
- (ハ) 外国から輸入しなければならない原料に対し、一定期間輸入関税を免除もしくは減額すること
- (ニ) 生産物を国外に輸出すること、および当該産業の規模に応じて一定期間その輸出関税を免除もしくは減額すること
- (ホ) 同種商品の輸入を禁止することにより産業に保護を与えること
- (ヘ) 外国から投下された資本、または外国投下資本から生じた利潤を外貨で国外に持出させること
- (ロ) 当該国に対する移民割当員数が満員となった場合において、産業に関する技資者または専門家を右移民割当員数以外のものとして入国させること

「仏歴2497年(1954年)産業奨励法」第18条の規定に従い、(契約の)

証拠として産業經營者と合意することを要する。

- 4. 政府は産業を国有に移すことは絶対にしない。
- 5. 前記奨励を受け得る産業は、勅令により定められた種類であり、かつ、条件を備えたものでなければならない。現在、下記3種の産業が指定されていることを周知させる種類および条件を定めた勅令が公布されている(「仏歴2498年(1955年)奨励を受けるべき産業の種類、規模および条件を定める勅令」(1955年2月21日付第72号官報告示)にもとづく)。

(イ) 金属工業

(ロ) 砂糖工業

イ) 麻袋工業

政府は順を追い、種類および条件を規定する勅令を公布することを審議する。投資を行なうことを希望し、産業を經營しようとする計画を有し、または援助奨励を受けるために何らかの種類指定に関する勅令の公布を政府に要請する理由を有する者に対しては、政府は快よくこれを審理する。

6. 本告示にもとづき、政府の援助・奨励を希望する産業經營者は、産業奨励委員会において、個々の場合について定める期間内に、良質・妥当な価格を有し、かつ、同種の外国製品と競争しうる商品を生産することができるという計画および理由を同委員会に充分提示しなければならない。

連絡質疑

7. タイ国籍を有する者、外国籍を有する者のすべての投資希望者および関心を有する一般の者は、工業省内産業奨励局産業奨励委員会書記に連絡質疑されたい。

第3節 奨励を受けるべき産業の種類、規模および条件を定める勅令 (1955年6月3日裁可 6月21日告示)

第1条 この勅令は「仏歴2498年(1955年)奨励を受けるべき産業の種類、規模および条件を定める勅令」という。

第2条 この勅令は、官報に公布した日の翌日からこれを施行する。

第3条 (1) 「仏歴2497年(1954年)産業奨励法」にもとづき奨励を受ける産業は、この勅令の付表に記載された種類と規模を有し、かつ、条件に従うものである。

(2) これらの産業を經營する者は、この勅令の付表に記載された条件に従うほか、産業奨励委員会が個々の場合について定める期間内に、同種の外国製品と競争しうる妥当な品質と価格の商品を生産することができる

第3節 奨励を受けるべき産業の種類・規模・条件を定める勅令

いう計画および理由を同委員会に充分示さなければならない。

第4条 工業大臣がこの勅令の施行を所管する。

第4章 企業関係法

第1節 総説

タイ国における共同企業形態は、非常利事業に利用される Association、営利事業としては、パートナーシップ (Partnership) と株式会社 (Company) とがある。

タイ国には、いわゆる会社法という独立の法典はなく、会社に関する法規は、民商法典 (Civil & Commercial Code) 第3巻第22編「パートナーシップおよび株式会社」(1013条~1273条)として存在するのみである。

パートナーシップには、ゼネラル・パートナーシップ (general partnership) とリミテッド・パートナーシップ (limited partnership) とがあり、前者は無限責任の組合員のみ、後者は有限責任社員と無限責任社員によって構成される。

株式会社は、7人以上の発起人によって構成され、わが国現行会社法と異なり、授権資本制度をとっておらず、また、分割払込主義をとっている点で、わが国旧会社法と非常に似ている。

第2節 パートナシップ (Partnership)

1. 総説 パートナシップは2人以上の者が、金銭・財産・労務・技術等を出資し、営利を目的として共同して業務を遂行する企業形態で、その数人間の契約を Partnership と称する。

パートナーシップには、ゼネラル・パートナーシップ (general partnership) とリミテッド・パートナーシップ (limited partnership) とがあり、前者はわが国における組合、後者は合資会社の形態に類似する。

第2節 パートナシップ

2. ゼネラル・パートナシップ パートナシップの債務につき、無限責任を負う2人以上のものによって構成され、つぎのよう特質を有する。

- (イ) 各構成員は、別段の合意のない限り業務に関する権利義務を有する。
- (ロ) 各構成員は、パートナシップの債務について無限責任を負う。但し、構成員相互間における求償関係は、利得の割合に応じて定める。
- (ハ) 通常の業務の範囲内の事項に関しては、各構成員の行為は、第三者に対する関係では他の構成員を拘束する。
- (ニ) 各構成員は、他の構成員の同意なくしては他人に持分権を譲渡することができない。
- (ホ) 各構成員は何時でも解散を請求することができる。

ゼネラル・パートナシップの設立には、登記は必要でないが、とくに登記するときには、つぎの事項を登記しなければならない。

- (イ) 商号
- (ロ) 目的
- (ハ) 本店および支店所在地
- (ニ) 各パートナーの氏名・職業・住所
- (ホ) 各パートナーの出資額
- (ヘ) 業務執行パートナーの氏名・権限
- (ト) パートナシップを拘束する印章

3. リミテッド・パートナシップ 無限責任社員 (general partner) と有限責任社員 (limited partner) とによって構成されるパートナシップである。前者は無限責任を負い、かつ、パートナシップの管理・運営にあたり、後者は一定額の金銭または財産を出資し、その限度においてのみ責任を負い、かつ、パートナシップの管理・運営に関与しない。なお、有限責任社員がパートナシップの管理・運営に関与した場合には、その期間中の債務について

は、無限責任を負う。

・ リミテッド・パートナーシップの設立は、2人以上の社員が定款 (articles of Co-partnership) を作成・署名して登記することを要する。定款には、つぎの事項を記載しなければならない。

- (イ) 商号 (“ Limited ” の用語を含むこと)
- (ロ) 目的
- (ハ) 本店所在地
- (ニ) 無限責任社員および有限責任社員の氏名および住所
- (ホ) 存続期間
- (ヘ) 各有限責任社員の出資額

第3節 株式会社

1. 設立 発起人7人以上の者は、定款にその氏名を署名し、その他本法の規定に従い、株式会社を発起し設立することができる。

定款必要記載事項は次の通りである。

- (イ) 会社の商号 (末尾に “ Limited ” なる語を付することを要する)
- (ロ) 本店の所在地
- (ハ) 会社の目的
- (ニ) 株主の責任は有限たるべき旨
- (ホ) 資本金およびその一定額の株式への分割
- (ヘ) 発起人の氏名、住所、職業および署名、並びに各人の引受けた株式の数

各発起人は1株以上を式受けなければならない。定款は少なくとも正副2通作成して発起人が署名し、かつその署名は2人の証人によって証明されなければならない。このうち1通は本店所在地を管轄する登記所

第3節 株式会社

に登記される。取締役の責任を無限たらしめる場合は、その旨を定款に記載しなければならない。この場合、取締役の責任は退任後2カ年をもって終了する。

(1) 株式の募集・引受 株式の募集は、定款の登記以前に公告してはならない。株式募集のための目論見書、通知、公告その他の勧誘書類には日付を付し、発起人が署名し、かつ公表前に登記しなければならない。会社が登記しようとする株式の数は（会社の登記）以前に引受または割当てられねばならない。株式は額面金額未満の価格で発行することはできないが、定款で認めた場合は額面金額を超えた価格で株式を発行することができる。この場合には超過額は第1回払込みと同時に払込まなければならず、第1回払込みは額面金額の25%を下ってはならない。

(2) 法定総会 金銭をもって払込まべき株式が全部引受けられたとき、発起人は遅滞なく法定総会と称せられる引受人総会を開催しなければならない。発起人は総会開催の日より7日以上前に、法定総会で処理すべき全事項を記載した法定報告書を適法に証明して全引受人に送付しなければならない。法定総会で処理すべき事項は次の通りである。

- (イ) 会社規則を採用する場合はその採用
- (ロ) 会社設立に関し発起人が締結した契約並びに支出した費用の追認
- (ハ) 発起人に支払うべき金額があれば、その額の決定
- (ニ) 優先株式を発行する場合は、その数および優先権の性質並びに限度についての決定
- (ホ) 金銭以外のもので全部又または一部割当てられるべき普通株式または優先株式の数および払込完了とみなすべき額の決定、かかる普通株式または優先株式が払込完了として割当てられるべき労務または財産の種類は、総会開催前に明確に決定されなければならない。

(6) 最初の取締役の任命および権限の決定

法定総会の決議は、議決権を有する引受人総数の半数以上を含み、かつ、引受人の総株数の半数以上を代表する者の過半数をもって可決せられるのでなければ効力をもたない。法定総会終了後、発起人はその事務を取締役に引継ぐものとする。取締役は爾後直ちに発起人および引受人をして各株式につき25%以上を払込ませなければならない。

払込みが完了した時は、取締役は会社の登記を申請しなければならない。(会社の登記完了と同時に会社は始めて法人格を取得し、登記官吏による登記事項の官報上の公告により第三者に対して登記事項をもって対抗し得ることとなる)。申請書および登記簿への登記は、法定総会の決議に従い、つぎの事項を含まなければならない。

- (イ) 普通株、優先株の引受または割当てられた株式の総数
- (ロ) 全部または一部金銭以外のもので払込まれるものとして割当てられた普通株および優先株の数、後者の場合は払込みの限度
- (ハ) 各株式につき既に金銭をもって払込まれた額
- (ニ) 株式に関し取納した金銭の総額
- (ホ) 取締役の氏名、職業および住所
- (ヘ) 取締役が各個別に行為する権限を有する場合はそれぞれの権限、およびその署名が会社を拘束する取締役の数または氏名
- (ト) 会社の存続期間が定められている場合はその期間
- (チ) 本店および全支店の所在地
- (リ) その他取締役が公知上便宜と考えるその他の事項

申請書には会社規則があればその写し、ならびに法定総会の議事録写しを1名以上の取締役が署名証明して添付しなければならない。取締役は同時に定款および会社規則の写しを10部登記所に預託しなければならない。

第3節 株式会社

登記証明書が登記所より会社に交付せられ、法定総会后3カ月以内に登記が行なわれない場合は会社は成立せず、株式申込人から収納した金銭はすべて控除することなく返済せられる。

2. 株式・株主

1株の額面金額は50パーツ未満であってはならない。会社は各株主に対しその有する株式につき株券を交付しなければならないが、株券交付に当たっては取締役が定める50サタン以下の費用を支払わしめることができる。株券には1名以上の取締役が署名し、かつ、社印を押捺するとともに、つぎの事項を記載しなければならない。

- (i) 会社の商号
- (ii) それが適用せられる株式の数
- (iii) 1株の金額
- (iv) 金額払込みでない場合は各株式につき払込済みの金額
- (v) 株主の氏名または無記名株券なる旨

無記名株券は、会社規則によって認められ、かつ、全額払込みの株式に対してのみ発行することができる。この場合記名株券の所持人は、会社に払込済みのために当該株券を引渡して無記名株券を受領する権利を有する。無記名株券は株券の交付によってのみ譲渡することができる。無記名株券の所持人は、会社に抹消のために当該株券を引渡して記名株券を受領する権利を有する。会社規則により取締役はその資格として一定数の会社株式を保有すべきことが定められている場合には、株式は記名株券でなければならない。

株式会社は株主名簿を備置することを要し、取締役は、登記官吏に対し毎年少なくとも1回通常株主総会后14日以内に、給会の日現在の株主および前回の総会の日以後株主でなくなった者の名簿を提出すべき義務がある。優先株が発行せられた場合、かかる株式に帰属する優先権は変更することはでき

ない。株式会社は自社株を所有またはそれを質入れするたとはできない⁹

3. 会社の管理 会社の登記後においては、規則の制定、社則または定款内容の追加変更は、特別決議によるほかはできない（決議の日より14日以内に登記することを要する）。会社は株式が全額払込完了していない間は、資本金の払込割合を明確に記述しないで通知、公告、手形、送り状、書状その他の書類に会社の資本金を印刷または記載することはできない。

取締役の数および報酬は、株主総会が定め、取締役は総会によってのみ選任・解任される。会社登記後最初の通常総会ならびにその後の各年の最初の通常総会において、取締役の3分の1（取締役の数が3の倍数でないときは3分の1に最も近い数）が退任するものとする。取締役間に格別の合意がない限り、会社登記後最初の1、2年に退任する取締役は抽せんにより、その後の年においては、最長期間在任した者が退任する。退任取締役は再任されることができる。取締役が破産または無能力者となったときはその地位を失なう。交替以外の事由で欠員となったときは取締役会がその補充を選任することができるが、その在任期間は退任取締役のそれのみとする。取締役が在任期間中総会の決議により解任されたときその代りに任命された者の任期も同様である。新取締役は任命後14日以内に登記せられることを要する。

(1) 取締役会 会社および第三者間の関係は代理に関する民法の規定が適用せられる。取締役は業務遂行に当たっては注意深い事業家の勤勉さをもってしなければならない。特に次の事項については連帯して責任を負う。(i) 実際になされる株式の払込みについて、(ii) 法律に規定されている帳簿書類の備置および規則的な保管、(iii) 法律の規定に従い行なう配当または利息の適当な分配、(iv) 総会の決議の適切な執行

(2) 株主総会 株主総会は、会社の登記後6カ月以内に、およびその

第3節 株式会社

後なくとも1回株主総会を開催しなければならない。この株主総会を通常総会、各12カ月毎に少会、通常総会以外の総会を臨時総会といい、各株主はいかなる総会にも出席する権利を有する。臨時総会は、つぎの場合に開催せられる。

(イ) 取締役が適当と認めるとき

(ロ) 会社はその資本の半額を失なったとき（この場合は株主に報告するため遅滞なく招集することを要する）

(ハ) 株式の5分の1以上を有する株主が書面をもって要求するとき

会社規則に別段の定めがない限り、株主総会は、会社資本の4分の1以上を代表する株主が出席しなければいかなる事務も処理できない。総会開催の時刻より1時間を経過しても定足数の出席がない場合、もし総会が株主の請求により招集されたものであれば解散されるものとし、然らざる場合は14日以内に更に総会を招集する。その場合は定足数は必要でない。

取締役会議長は、株主総会の議長となり、議長が不在または出席できない場合は、出席株主によって当該総会における議長を互選する。払込請求を受けて払込みを行っていない株主は議決権を有しない。決議に特別の利害関係を有する株主も議決権を有しない。無記名株券の所持人は総会前に会社にその株券を預託しない限り議決権を行使できない。

連続する2回の総会で以下の方法で採択された場合の決議は特別決議とみなす。(イ)議案の主な内容が最初の総会の招集通知に包含されている場合、(ロ)次の総会が最初の総会より14日以上6週間以内に招集開催せられた場合、(ハ)最初の総会で採択された決議の全文が次の総会招集の通知に包含されている場合、(ニ)最初の総会で採択された決議が次の総会において3分の2以上の多数で確認された場合

(3) 計算書類 貸借対照表には会社の資産、負債、損益計算の概要を

記載するものとし、会社の事業年度の終に各年1回以上作成し、監査役が検査のうえ4カ月以内に株主総会に承認を求めため提出しなければならない。

利益配当は、総会の決議によらなければ宣言することはできず、利益以外から配当を行なってはならない。取締役は会社の利益から正当とみるときは臨時中間配当を行なうことができる。損失を生じたときはそれが補填されない限り配当を行なうことはできない。会社は配当の度毎に利益金の20分の1以上を法定準備金として、会社の資本の10分の1または会社規則の定めるそれ以上の割合に達するまで積立てなければならない。

4. 監査 監査役は株主であってもよいが、会社との取引について利害関係を有する者、およびその在任中の取締役その他の代理人または従業員は、監査役となる資格がない。監査役は毎年通常総会で選任されるが、退任監査役の再任は妨げない。監査役の報酬は総会で定められ、監査役中に欠員を生じたとき取締役は直ちに補充のため臨時総会を招集しなければならない。上記の如くして選任が行なわれた場合には、裁判所は5人以上の株主の請求にもとづいてその年度の監査役を任命し、その報酬を定める。監査役は通常総会に貸借対照表および計算書類に関して報告書を作成提出しなければならない。

5. 検査 主務大臣は、会社株式の5分の1以上を保有する株主の申請にもとづき、または、自己の判断により、1名以上の検査役を任命して会社の業務を検査報告せしめることができる。

6. 資本増加および減少 会社は特別決議をもって、新株式を発行することにより資本を増加することができる。特別決議の執行によるもののほか、新株は全部または一部金銭以外のもので払込まれるものとして割当てすることはできない。総会の決定を除き、すべて新株は持分に応じて株主に割当てな

第4節 企業統制法

なければならない。

会社は特別決議をもって、株式の数を減ずるか、または株式の額面額を減ずることにより資本を減少することができる。会社の資本はその総額の4分の1を下って減ずることはできない。

7. 社債 社債の発行は特別決議によらなければならない。社債総額は払込済資本金額を超えてはならない。最近の貸借対照表上、資産の額が払込済資本金額より少ない場合は、社債総額はその資産額を超えてはならない。社債券の額は50パーセントを下ってはならない。各社債は金銭をもって払込まなければならない。

8. 解散 株式会社は、つぎの事由により解散する。

- (イ) 会社規則に事由が定められている場合
- (ロ) 存続期間が定められている場合は当該期間の満了
- (ハ) 一定事業を目的としている場合は当該事業の終了
- (ニ) 解散の特別決議

9. 破産

裁判所は、つぎの事由により会社の解散を命ずることができる。

- (イ) 法定の報告書の提出または法定の会合の開催を怠ったとき
- (ロ) 会社が登記の日から1カ年以内に業務を開始しないか1カ年以上業務を停止したとき
- (ハ) 会社の業務が損失を招くのみで回復の見込みのないとき
- (ニ) 株主の数が7人以下に減少したとき

第4節 企業統制法

1. 銀行業 1945年商業銀行法により、外国銀行をも含めてすべての商業銀行は、営業免許を取得しなければならない。外国商業銀行の支店は、免許

第4章 企業関係法

申請と同時に、銀行本店登記証明、銀行規約・定款のコピー、その銀行が本国の法律にしたがって設立されたことを証明する書類、申請時前年末における銀行の営業状態を示す年次営業報告書のコピーに法定の証明を附したものを提出しなければならない。

タイ国内において登記された銀行は、商業銀行法の規定にもとづき、毎年その純益の少なくとも15%を準備金として積立て、準備金がある一定の限度に達するまでそれを継続しなければならない。また同法によれば、株主に支払われる配当金その他は、準備金が払込済資本の60%に達するまでの間、払込済資本の15%を超えてはならない。すべての商業銀行は毎年貸借対照表を損益計算書を公告することを要するほか、外国銀行のばあいには、これらの書類が本店所在地において公告されてから適当な期間内にタイ国内において公告する必要がある。なお、取締役の過半数がタイ国籍人によって占められているのでないかぎり、貯蓄銀行をタイ国内で設立することは許されない。ただし、外国貯蓄銀行の支店に対しては、この制限は適用されない。抵当貸付組合のばあいには、取締役全員がタイ国籍人でなければならない。

2. 保険業 1928年公共安全福祉事業統制法と同法にもとづいて発布された保険業務規定によれば、内国会社たと外国会社たとを問わずすべての保険会社は、タイ国内で保険事業を営むにさきだち政府の認可をえなければならない。各種の保険業務について必要とされる最低払込済資本額は、つぎのごとくである。

(イ) 生命保険のみのばあい最低150万パーツ、(ロ) 生命保険と他の種の保険（その数は問わない）とを兼業するばあい最低300万パーツ（生命保険以外の）、(ハ) 保険1種類のみばあい最低100万パーツ（生命保険以外の）、(ニ) 保険2種類以上のばあい最低200万パーツである。

外国人申請者は、少なくともタイ国通貨で表示された前記金額に相当する

第4節 企業統制法

私込済資本をもっていなければならない。なお保険会社は、経済省の定めるところにより、一定額の現金、タイ国政府証券または国際復興開発銀行証券の形で政府に寄託することを要し、寄託金は、会社がタイ国内における営業を停止し、タイ国内におけるすべての借入金および債務を返済したことを政府に証明した場合、会社に返還される。

3. 鉱業 タイ国内における鉱物資源の開発は、1918年改正鉱業法によって規制され、民間人による鉱業の経営は、南部地域（チェムプホルンからマラヤ国境までにおいてのみ許されている）、その他の地域（プuket島以外のすべての島嶼を含む）の探査と採掘は、もっぱら政府のためには保留されている。政府は公有地または私有地に存する一切の鉱物の唯一の所有者であるとされている。また政府は、試掘権または鉱区使用権を民間業者に与えることができ、鉱区使用権者は、鉱業法の附表に示された貸借料および使用料を支払わねばならない。鉱業に対する外国投資に関しては何ら特別の法律規定はなく、鉱業法はタイ国人と外国人の双方に対して平等に適用される。

4. 水運業 水運業は、1938年タイ船舶法および1954年運輸法の適用を受け、水運業を営む自然人または法人は、タイ国民でなければならない。

1938年タイ船舶法によれば、タイ国水域内で営業を許される船舶の種類は、タイ国籍船として登記された船舶、機械により推進された10総トン未満の船舶、機械以外の方法により推進される20総トン未満の遠洋船、機械以外の方法により推進される50総トン未満の河船で、外国法人の所有する船舶に対しては許可証が発給されない。

第1種の船舶、すなわちタイ国籍船として登記された船舶は、タイ国籍を有する自然人または法人が所有するものでなければならない。リミテッド・パートナーシップの場合には、無限責任社員の全員がタイ国籍人でなければならない。またその資本金の70%以上がタイ国籍をもつ自然人により所有されて

第5章 企業関係法

いなければならない。また株式会社の場合には、取締役の過半数および資本金の70%以上がタイ国籍をもつ自然人により所有されていなければならない。

5. 道路輸送業 道路輸送業は、1930年自動車法と1954年運輸法によって規制され、道路輸送業を営む自然人または法人は、タイ国籍人であることを要し、かつ、営業免許を取得しなければならない。

第5章 外国為替管理関係法

1. 総説 タイ国の貿易況は、1952年末までは米の大量輸出によって毎年出超を記録し、国際収支も恒常的に黒字を記録していたので、原則的に自由貿易制度がとられ、一部の特定商品についてのみ輸入統制が行なわれていた。また、外国為替管理も、一部輸出為替を公定してレートでタイランド銀行に売却するという直接集中規定が設けられていただけで、極めてゆるやかであった。ところが、1953年以降、米の輸出不振が大きくひびいて外貨事情が急速に悪化したため、同年下半期以降輸入統制が強化され、ついで1954年12月には為替管理も全面的に強化し、貿易、貿易外取引の如何を問わず外貨を取得したものは、一定期日以内に指定銀行に自由市場レートで売却しなければならないことになった（従前のタイランド銀行への直接集中は1955年9月以降廃止された）ほか、旅行者のタイ通貨の持込・持出も強化され、タイ国法貨パーツの持込・持出は1人500パーツ、外貨の持出は1人140ドルまでとなった。

2. 貿易管理 輸出入の管理制度は最近数年間に大きく変化している。すなわち輸入については、1953年に外貨事情が悪化したため、同年9月以降逐次輸入統制が強化され、ついに同年末に全品目について許可制が施行された。その結果55年に入って貿易況は黒字に転じたが、他面国内において物価の高騰を招く等の弊害もいちじるしくなったので、ついに同年9月右輸入統制は大幅に緩和され、17種の禁止品目と23種の要許可品目に縮少整理されたが、1958年には再び52品目が統制品目となり、さらに1959年9月には国内産業保護を目的とし12品目が、同年10月には1品目が追加され現在65品目が統制品目となっている。

第5章 外国為替管理関係法

従来、タイは輸入に必要な外貨は輸出により十分確保できたため、輸出の統制は内需の確保、国内産業の保護の見地から、若干のものにたいして行なわれてきた。1954年5月外貨事情の逼迫から輸出振興をはかるため統制の一部を緩和し21品目を輸出統制品目としたが、その後内需不足のため19種目が追加され、計40種目となったが、1958年9月、(1) 金・白金、(2) 宝石類、(3) 肥料、(4) 米・米粉糖、(5) 錫地金、(6) 馬その他動物類、(7) 鉱物類、(8) 放射線物質の8種目以外は輸出自由となった。

なお、関税については、タイの財政は輸出入にともなう課税に大きく依存している。そのため、財政上の要求と国内産業保護育成の見地から贅沢品や競合品にたいする輸入関税は近年逐次引上げられる傾向にある。他面、国内産業の開発のため必要な設備、原材料の輸入税については、とくに産業奨励法によって軽減の途が開かれている。

3. 為替管理 外国為替管理法は、一般個人および法人の外国為替保有を原則として禁じ、公認為替銀行の持高集中制度がとられている。

(1) 為替管理行政 大蔵省に代わってタイランド銀行が集中管理し、同銀行は、大部分の為替取引に関しては、指定代理機関（指定銀行）にその責任を委譲している。

(2) 決済通貨規定 米・錫・ゴム等の輸出代金は英ポンドまたは米ドル、その他の輸出代金の取得は、輸出品が通関する前に、所要の輸出申告書に明示されている。対外支払通貨に関する特別規定はないが、実際には、英ポンドおよび関係通貨もしくは米ドルが使われている。

(3) 非居住者勘定 非居住者勘定へのパーツの振替は、認可を要するが、一定の経常支払は、自動的に認可される。

(4) 輸入・輸入支払 輸入統制および禁止品目を除く商品は自由に輸入でき、輸入支払は、別途認可の与えられる場合を除き、信用状によって行

なわなければならない。

(5) 貿易外支払・受取 認可済の貿易外支払には、自由市場レートを適用する。一般に、貿易外取引については、規則通りの証拠書類の裏付けがあれば、為替は自由に供与される。

なお、為替管理局の事前許可なしに1人500バーツを超えるタイ国通貨または140米ドル（同一旅券で旅行する家族はその2倍）相当額を超える外国通貨を持出すことはできない。

貿易外受取は、すべて自由市場レートで指定銀行に売却しなければならない、許可なしに1人500バーツ以上（同一旅券で旅行する家族は1,000バーツ以上）のタイ国通貨を持込むことはできない。

(6) 輸出・輸出代金 一部品目については輸出許可、一定金額以上の特定の物資を税関を通じて輸出する場合には、指定銀行から物資輸出証明書を取得しなければならない。

輸出による取得外貨は、その受取後7日以内、輸出の日以後3カ月以内に自由市場レートで指定銀行に売却しなければならない。

(7) 資本 居住者および非居住者による資本の対外振替は、すべて許可を必要とし、また、資本の対内移動にもとづく外国為替は、指定銀行に売却しなければならない。

タイ国に投下される外国資本は、1954年の産業奨励法により、特惠待遇を受けることができるほか、純経常所得の対外振替も保証されている。なお、資本の本国送金は、ケース・バイ・ケースで考慮される。

(8) 為替レート 公定・自由市場・通関レートの3種類がある。

(i) 公定レート——政府支払および輸入費用送金等の場合にのみ適用され、1米ドル=12.50バーツ

(ii) 自由市場レート——一般の輸出入の場合に適用され、毎日相場

第5章 外国為替管理関係法

が建てられるが、ちなみに、1960年1月の交換レートは、1米ドル
= 21.20 パーツ、

- (iii) 通関レート——税関が関税徴収の基準として毎月初めに決める
もの

第6章 出入國関係法

第1節 移民法 (仏暦 (B. E.) 2493年)

グーミボル・アドウリャテイ陛下の名において
ラングズイット・クロマフラ・チャイナト・ナレンドル

撰 政

現王朝の第5年、仏暦 (B. E.) 2493年12月25日制定

移民に関する法律を改正することが適当と思われるので、王陛下は、議会の助言と承認により、かしこくも次のごとき法律を制定あられ給う。

第1条 この法律は「仏暦 (B. E. 2493) 年移民法」と呼称する。

第2条 この法律は、官報における公表の日から満39日を経過したのちこれを施行する。

第3条 仏暦 (B. E.) 2480年移民法、移民法 (第2)、その他すでにこの法律に規定があり、またはこの法律に抵触するかぎりのすべての法律、条例および規則は、この法律によりこれを廃止する。

第4条 この法律において

「外国人」とは、国籍に関する法律にもとづくタイ国籍をもたない者をいう。

「運輸機関」とは、人をある場所から他の場所へ輸送するために用いる車馬その他のものをいう。

「運輸機関の所有者」とは、所有者の代理人、賃借人、賃借人の代理人または運輸機関の占有者をふくむ。

「運輸機関の管理をなす者」とは、船長または運輸機関の管理、監督

の責任をもつ者をいう。

「運輸機関の乗務員」とは、義務として運輸機関に所属または運輸機関において永続的に勤務する者をいう。

この法律において乗務員なしに運輸機関を運転する者も、運輸機関の乗務員とみなす。

「旅客」とは、運輸機関により旅行をなす者であって、運輸機関の管理をなす者または乗務員でない者をいう。

「移民」とは、永住するために王国に入国する外国人をいう。

「権限ある公務員」とは、この法律の規定を実施するため大臣が任命する公務員をいう。

「移民医官」とは、この法律の規定を実施するために長官の任命する医師をいう。

「長官」とは、移民を管掌する長官をいう。

「大臣」とは、この法律の執行の管理、監督をなす大臣をいう。

第5条 (1) 権限ある公務員は、王国に入国するすべての人、およびいずれかの運輸機関、または専ら政府業務に用いられる運輸機関をのぞき、王国に旅客を搬入すると疑う理由のある運輸機関を検査する権限を有する。

(2) 前項にもとづく検査のため権限ある公務員は、王国から出国するすべての人およびいずれかの運輸機関または王国から旅客を搬出すると疑う理由のある運輸機関を検査する権限を有する。

第6条 大臣は官報に外国人の王国への入国経路および駅を決定し、かかる経路または駅を通じて外国人を王国に搬入する運輸機関の管理をなす者のしたがるべき条件を定める規則および命令を発し、所定の期間中、いずれかの経路または場所を通ずる入国または出国を禁ずる権

第1節 移民法

限を有する。

第7条 (1) 大臣または大臣の権限を委任された行政官庁は、いずれかの場所において、一定の条件にしたがって王国に入国または王国を出国する人または運輸機関の公式の検査を命ずる命令を発する権限を有する。

(2) 前項に規定する命令は省令に規定する方法で定められる。

第8条 (1) 運輸機関の所有者または管理をなす者は、権限ある公務員が、命令に定める期間内にその運輸機関の港、駅または場所への到着、または港、駅または場所からの出発に関係あるかかる港、駅、または場所の移民事務所の権限ある公務員にその到着または出発に先立ち通知をしなければならない。

(2) 前項の規定にしたがうことのできないときは、運輸機関の所有者または管理をなす者は、その運輸機関の王国への入国ののち、入国の場所にもっとも近い移民事務所の権限ある公務員に遅滞なく通知をしなければならない。

(3) 第(1)項に規定された命令は、省令に規定する方法で発せられる。

第9条 王国に入国する外国人を検査するために、他国から王国への旅客を運搬する運輸機関を他国からまたは王国と他国との国境から王国に搬入する運輸機関の管理をなす者は次の義務がある

(i) 旅客または乗務員が運輸機関または権限ある公務員の承認により取りきめられた区域から権限ある公務員の許可なしに立去るのを防止すること

(ii) 権限ある公務員に省令の規定する形式のすべての旅客および乗務員の正確な一覧表を提出すること

(iii) 権限ある公務員の通知する港、駅または場所における検査を行うた

め運輸機関を停止し、および権限ある公務員が乗込むのを許容すること

(㊦) この法律の規定を実施するため権限ある公務員に便宜を与えること、本条第(2)号(3)号および(4)号の規定は、運輸機関が王国から搬出または王国から出発する目的で旅客を国境へ運搬する運輸機関の管理をなす者にも適用され、本条第(3)号における命令は省令に規定される方式で発せられる。

第10条 権限ある公務員は、いずれかの外国人が、この法律にもとづく除外をうける者、またはこの法律にもとづく除外をうけるものと疑う理由のある者であることを発見したときは、運輸機関の所有者または管理をなす者に対し、かかる外国人を検査または国外追放のため運輸機関内またはいずれかの区域に勾留するよう命ずる権限を有する。

第11条 (1) いかなる旅客または乗務員といえども権限ある公務員の許可があるまで運輸機関または第9条にもとづく権限ある公務員の承認により取りきめられたいずれかの区域から適法に立去ることはできない。

(2) 旅客または乗務員が前項の規定に違反または違反せんとしているときは、運輸機関の所有者または管理をなす者またはかかる者の代理人は、刑事訴訟法により検察官または警察官にかかる旅客または乗務員の逮捕を要求することができる。またかかる要求をなす会社のないときは、その者自身がこれを逮捕し、勾留した後ただちにその者を権限ある公務員のもとに引渡さなければならない。着手した旅行の実際の経費は運輸機関の所有者または管理をなす者の計算に帰せられる。

第12条 (1) 権限ある公務員は、この法律に違反する犯罪が犯されたと疑う理由のあるときは、運輸機関の所有者または管理をなす者に対

第1節 移民法

し、運輸機関を停止するよう命じ、または検査をなすのに必要なぎりいずれかの場所へ運輸機関を進めるよう命ずる権限を有し、かかる命令がまもられなかつたばあいには、運輸機関を前記の場所へ移動させまたは逃走を防止するために命令を強行するための手段をとることができる。

(2) 前項にもつぎ運輸機関を停止させまたは輸送機関のある場所へ進める命令を伝達するためには、1または2以上の信号を用いることができる。

第10条 検査、勾留、または検査を行うための待機が、政府によって定められた職務時間外になされ、または輸送機関の所有者または管理をなす者が権限ある公務員に対し、権限ある公務員の通知する港、駅または場所以外の場所で検査を行うよう要求するばあい、輸送機関の所有者または管理をなす者は省令に規定される率で省令に規定される法則にしたがって超過時間の費用その他の費用を納めなければならない。

(4) 旅客のないばあい100 パーツ以下、旅客のあるばあい旅客1人につきさらに5 パーツ以下

(4) 権限ある公務員の通知する港、駅または場所以外での検査は1日につきさらに100 パーツ以下、1日の端数は1日として計算する。

第14条 (1) 輸送機関が王国にとどまるあいだに輸送機関の乗務員に増減があり、または乗務員のうちのいずれかの者の他の輸送機関への乗りかえまたは移動のあるばあい、もしくは乗務員のうちのいずれかの者が王国を出国しないことに決定したばあいには、かかる輸送機関の所有者または管理をなす者は、省令に規定する形式で権限ある公務員に通知しなければならない。

(2) 前項の乗務員のうちのいずれかの者が王国を出国しないことを決

第6章 出入国関係法

定したばあいには、輸送機関の所有者または管理をなす者もしくはその代理人は、この法律にしたがうために乗務員のうちのかかる者の勾留を遅滞なく権限ある公務員に引渡さなければならない。

(3) 前項の規定に従って行動するあいだに乗務員のかかる者が、輸送機関の所有者または管理をなす者に抵抗するときは、第11条第(2)項を変更すべきばあいには変更してこれを適用する。

第 15 条 (1) 次に該当する外国人は王国への入国を許されない。

(イ) 当該外国にあるタイ国大使館、公使館または領事館の発行する正式の旅券または同様の書面もしくは査証の必要なばあい、これらの査証を所持しない者

(ロ) 生活手段のない者

(ハ) この法律にもとづく手数料を納めることのできない者

(ニ) 省令に明定される病気のいずれかにかかっている者

(ホ) 精神異常者、精神の欠陥、または身体の病患その他の病気により生計をたてることのできない者

(ヘ) 種痘をしていない者、伝染病者または医学にしたがって病気に対するその他の予防措置をうけない者および法律の規定するかかる措置をうけない者

(ニ) 悪い性格になりまたは混乱をひきおこし、もしくは公共または王国の安全を危険ならしめるような状況にあると思料される者

(イ) 売春または公共の道徳に反する行為もしくは子女を売買する事業を始める状況にあると思料される者

(ロ) 第 16 条 にもとづき大臣により入国を拒否された者

(ハ) 第 28 条 にもとづき大臣により指定された現金を所持しない者

(2) 病気または身体の欠陥もしくは精神の状態の検査は、移民医師が

第1節 移民法

これを行う。

(3) 前項第(1)号および(5)号の規定は、王国内に居住する者に扶養されるその者の父、母、夫、妻または子たる外国人には適用しない。

第 16 条 国家の利益または公共の平和もしくは福祉をまもるため、大臣は、外国人に対し王国への入国を拒否する権限を有する。

第 17 条 次の者は旅券または同様の書面をもつことを要しない。

(イ) 王国内の港、駅または場所に入りまたはそこから出る海上もしくは空中輸送機関の管理をなす者またはその乗務員

(ロ) タイ国政府および隣接国との国際的協定にしたがい、国境をよこぎって一時的旅行をなす隣接国の国民

(ハ) 通し切符をもったタイ国政府および隣接国間の国際協定にしたがい、タイ国を通過する国際列車の旅客およびかかる列車の管理をなす者またはその乗務員

第 18 条 次のいずれかの目的で王国に入国する外国人は移民とはみなされない。

(イ) 事業、慰安、保養その他の目的で一時入国をなす者

(ロ) 通過旅行者

(ハ) 行路の途中王国内の港、駅または場所に止まる輸送機関の管理をなす者または乗務員

(ニ) 王国内で生活手段および勉学の手段をもち、教育省がそのために指定した教育施設のいずれかで教育をうける目的で入国し、かかる教育をうけるに要する期間のみ王国に在留する学生

(ホ) 旅行者の集団またはスポーツチーム

第 19 条 (1) 大臣またはその代理をなす権限ある公務員は、第 18 条にもどづき移民とみなされない外国人に対し、所定の条件にしたがって

第6章 出入国関係法

一時的に王国に在留することを許可することができる。

(2) 王国内の一時的滞在期間は次の期間をこえてはならない。

(イ) 第18条 第(1)号および第(3)号の適用をうける者は30日、ただし、必要ならばその期間をさらに30日間延長することができる。

(ロ) 第18条 第(2)号の適用をうける者は24日、ただし、必要ならばその期間をさらに30日間延長することができる。

(ハ) 第18条 第(4)号および第(5)号の適用をうける者は30日、ただし、必要ならばその期間をさらに30日間延長することができ、大臣はさらに延長を許すことを考慮し、かつ、これを認めることができる。

第20条 (1) 第19条にもとづき移民とみなされず王国に在留を許される者は

(イ) 権限ある公務員の通知する区域に滞在しなければならない。

(ロ) 他の地方に旅行し24時間以上滞在するばあい、到着のときから24時間以内にその地方の警察官署の警察官に通知しなければならない。

(ハ) 住民の変更をその地方の警察官署の警察官に通知し、または他の地方に居住するときは到着のときから24時間以内にその地方の警察官署の警察官に通知しなければならない。

(ニ) 王国を出国するときは省令に定める命令にしたがい権限ある公務員に通知しなければならない。

(2) 前項第(2)号の規定は第18条第(4)号の適用をうける者には適用がなく、第(2)号および第(3)号の規定は第18条第(5)号の適用をうける者には適用されない。

第21条 (1) 王国に入国する外国人は最初に権限ある公務員の検査に合格しなければならない。

(2) 第11条により、権限ある公務員の検査に合格しない外国人は、

第1節 移民法

遅滞なく入国の場所にもっとも近い移民事務所の権限ある公務員にみ
ずから報告しなければならない。

第22条 外国人移民または第26条にもとづく帰国のための出国証明書
を所持し、再入国のため規定される期間の経過したのち王国に再入国
する外国人が第21条にもとづく権限ある公務員の検査に合格すべきで
あったばあいには、その者は省令の定める形式で入国の港、駅または
場所の管理をなす移民事務所またはその者がみずから報告すべきであ
った移民事務所に再入国のための申請をしなければならない。大臣ま
たは大臣を代理する権限ある公務員が第15条にもとづき入国を拒否さ
れない外国人であることをみとめ、かつ、第29条にもとづき入国割当
をこえていないばあいには、かかる外国人に王国での居住のための入
国を許可することができる。

第23条 (1) 移民とみなされない外国人または所定の期間内に帰国し第
26条にもとづく帰国のための出国証明書を所持しない外国人が、第21
条にもとづき権限ある公務員による検査に合格し権限ある公務員にみ
ずから報告すべきにこれをなさなかったばあいには、省令に定める方
式で入国した港、駅または場所の管理をなす移民事務所またはその者
がみずから報告をなすべきであった移民事務所に申請をしなければな
らない。

(2) 前項にもとづき入国を許可された移民とみなされない外国人がそ
の後移民として王国内に居住したばあいには、その者は省令に定める
方式でその居住地の移民事務所に申請をしなければならず、大臣また
は大臣を代理する権限ある公務員が第29条にもとづき移民割当をこえ
ないとみとめるばあいには、かかる外国人に移民として王国に居住す
ることを許可することができる。

第6章 出入国関係法

第24条 大臣または大臣を代理する権限ある公務員は、外国人の居住のための入国許可の決定があるまで、その者に対し所定の期日、場所および時刻に出頭するという誓約に対する保証を要求せずに、いかなる場所にも滞在する許可を与えることができる。

第25条 (1) 第22条または第23条第(2)項にしたがい王国に居住のため入国する許可をうけたのちは、その外国人は大臣または大臣を代理する権限ある公務員に居住証明書の発行を申請しなければならず、かかる居住証明書がなければいかなる外国人いえども王国に居住許可をうけたものとはみなされない。

(2) 前項の規定は次の者には適用されない。

(イ) 12才未満の子供

(ロ) 有効な居住証明書をもつ外国人

(ハ) タイ国政府の永続的な公務員または被用者として勤務する外国人

第26条 適法に入国し王国に居住する外国人で、帰国する意図をもちながら王国を出国しようとする者は

(イ) 省令の定める手続にしたがい帰国のための出国査証をうけるため、権限ある公務員に居住証明書を提出しなければならない。

(ロ) 居住証明書の発行されていないときは、権限ある公務員にその発行の申請をなし、第(1)号にしたがわなければならない。

(ハ) 第25条第(1)項第(1)号および第(3)号の適用をうける外国人のばあいには、省令の定める手続にしたがい、帰国のための出国証明書の発行を権限ある公務員に申請しなければならない。

第27条 (1) 第22条または第23条にもとづき王国に入国を許された外国人で、入国のときに第15条にもとづく入国拒否をうける外国人であったことが後刻判明したときは、大臣または大臣を代理する権限ある公

第1節 移民法

務員は、その問題を移民委員会に附託しなければならない。もし移民委員会が入国許可の取消を勧告したときは、大臣がその入国許可を取消するため、その旨大臣に報告されなければならない。

(2) 当該外国人は前項にもとづく審議のあいた委員会に出席し、委員会で陳述をなす合理的な機会を与えられる。

(3) 大臣の入国許可取消命令のあったときは、その者を国外に追放しなければならない。

第 28 条 (1) 大臣は、王国に入国するすべての外国人に対し、大臣の定める額の現金をもつことを要求する命令を官報により発する権限を有する。

(2) 前項の命令は、20才未満の子供にはこれを適用しない。

第 29 条 (1) 大臣は、各国に対し 200 人をこえない範囲で、年々の定着移民の割当を官報に公表する。200 人を超えない移民割当は無国籍の者にも適用がある。

(2) 前項の目的のため、1 国または各自治国家のすべての植民地は 1 国としてあつかわれる。

第 30 条 第28条および第29条の規定は次の者にはこれを適用しない。

(1) タイ国政府の永続的公務員または被用者たる外国人もしくは外国政府によりタイ国政府に対しその国のため勤務するため入国することを通告された外国人およびその家族構成員

(2) 国際連合の発行する有効な旅券または旅券として使用される文書を所持する者

(3) 第26条にもとづく出国証明書を所持し、かつ、所定の帰国期間内に王国に帰国する者

(4) 婚姻によりタイ国籍を失ったタイ国生れの婦人

第6章 出入国関係法

- (ウ) 婚姻によりタイ国籍を失ったタイ国生れの婦人の子供
- (エ) 外国で生れた外国人父母の子供で、その母が第26条にもとづく出国証明書所持し、かつ、所定の帰国期間内に王国に帰国する父または母に同伴する子供
- (オ) 第18条に規定する移民とみなされない外国人

第31条 第15条第(1)(2)(3)(7)(8)(9)号または第(10)号にもとづき王国への入国を拒否される者であると権限ある公務員が信ずる理由のある者は、検査のため、一定の場所に勾留することができる。

第32条 第15条第(4)(5)号または第(6)号にもとづき王国への入国を拒否される者であると権限ある公務員が信ずる理由のある者は、その手続をなすため移民医師の指定する病院その他の場所に勾留することができる。

第33条 (1) 権限ある公務員は、許可なしに王国に入国または王国に居住する外国人を国外に追放することができる。

(2) 調査または追放の行われるまで、必要なばあいその外国人を一定の場所に勾留することを命ずることができる。

(3) 本条第(1)項の規定は、B. E. 2480年の移民法の施行前に王国に入国し居住した外国人にはこれを適用しない。

第34条 (1) この法律にもとづき国外に追放されようとする外国人は、王国内にその者を搬入した輸送機関またはその者の入国した経路と同一の経路で送還しなければならない。

(2) 前項にもとづき外国人を国外に追放することができないばあいには、権限ある公務員は、その者を王国に搬入した輸送機関の所有者または管理をなす者にその費用を負担せしめるのに便利な輸送機関または経路により、その者を送還する権限を有する。ただし、その外国人

第1節 移民法

が、自己の費用で他の場所へ赴くことをのぞむばあいには、権限ある公務員はこれを許すことができる。

第 35 条 外国人を勾留する場合の費用は、その者を王国に搬入した輸送機関の所有者または管理をなす者の計算に帰せしめられる。輸送機関の所有者または管理をなす者がないと思われ、またはその外国人が輸送機関によらずに王国に入国したばあいの費用は、その者の計算に帰せしめられ、かつ、かかる費用は、省令に規定する標準にしたがって計算し、実費をこえないものとする。

第 36 条 (1) 外国人が第15条第(8)号に明示される目的またはかかる目的に参加するため王国に入国しようとするものと信ずる理由のあるとき、または、婦人または子供がかかる目的で王国に入国しようとするときは、権限ある公務員は、かかる外国人、婦人または子供に対し、みづから権限ある公務員に報告をなし、もしくは権限ある公務員の質問に答えるよう命ずることができる。ただし、権限ある公務員が適当と考えた場合には、質問に答えさせるため右の外国人、婦人または子供の居住する地区の警察官署の警察官のもとに出頭するよう命ずることができる。右命令には、権限ある公務員の決定する7日より少くない期間に従わなければならない。

(2) 本条の目的のため権限ある公務員は、かかる売買の犠牲であると思ふ理由のある者、またはかかる売買に参加し、もしくはこれについて知っていると思ふ理由のある者に対し、権限ある公務員のもとに出頭して宣誓または宣誓に代る確約のうえ陳述をなすよう命ずる権限を有する。

第 37 条 いずれかの者が、この法律に違反する犯罪を犯していると疑うときは、理由のあるときは、大臣を代理する権限ある公務員は、この法律の契

施または調査を行うため、召喚状もしくは逮捕状を発し、またはかかる者を逮捕もしくは勾留する権限を有する。

第 38 条 (1) 権限ある公務員は、この法律にもとづき外国人を勾留する権限を有するときは、かかる外国人を権限ある公務員の事務所に到着したときから起算して48時間をこえないあいだ、その状況において必要なかぎり勾留し、必要なばあいには、右の48時間は、7日を超えないかぎり延長することができ、かかる必要な状況は権限ある公務員が記録に記入するものとする。

(2) 外国人を前項に規定する期間より永く勾留する必要があるときは、権限ある公務員は、その者をさらに勾留するための裁判所の命令を申請し、裁判所は、必要あると認めるときそれぞれの申請について12日を超えない勾留の延長を命ずることができる。ただし、裁判所が、申請に不利な判決をしたときは、裁判所は人的担保または人的および物的担保を附して、釈放を命ずることができる。

(3) 本条の規定は、国外に追放されるまでのあいだ勾留されている外国人には適用されないものとする。

第 39 条 この法律の規定にしたがって、権限ある公務員が勾留する者は、権限ある公務員において、無担保または人的担保もしくは人的および物的担保を附し、これを釈放することができる。

第 40 条 大臣または権限ある公務員の国外追放命令は、書面により当該外国人に送達され、かつ第15条第(1)号および第(9)号のばあいを除き、移民委員会に対し上訴の提起または特別の審議を申請することができる。上訴の提起または特別審議の申請があったときは、権限ある公務員は、最終的命令のあるまで国外追放手続を中止するものとする。

第 41 条 (1) 移民委員会は、司法省の長官またはその代理人および内務

第1節 移民法

省長官またはその代理人,および,警察省長官またはその代理人を構成員として設置され,大臣の任命する権限ある公務員が書記として勤務する。移民委員会は,上訴のばあいその適当と考えるところにしたがって,大臣または権限ある公務員のなした命令を確認または破棄し,移民委員会が特別の審議がなさるべきものと考えるときは,第45条にもとづく承認をうるため,その事項は大臣に送付される。

(2) 委員会が,大臣または権限ある公務員の命令を確認するときは,当該外国人は,第43条に定める条件にしたがい大臣に対しかかる決定に反対する上訴をなすことができ,大臣の命令は最終的なものとする。

第42条 (1) 第40条に規定する上訴および特別審議の申請または第41条に規定する大臣に対する上訴は,省令の定める方式でなされ,かつ命令の送達から48時間以内に権限ある公務員に提出されなければならない。

(2) 大臣を代理する権限ある公務員は,次のいずれかのばあいには上訴または特別審議の申請の受理を拒否することができる。

- (イ) 移民となろうとする者の申請に関する命令に反対する上訴が大臣により却下されたのち,外国人が王国における一時的居住の申請に関する上訴または特別の審議の申請を提出するばあい
- (ロ) 一時的居住の申請に関する命令に反対する上訴が大臣により却下されたのち,外国人が移民となろうとする申請に関する上訴または特別の審議の申請を提出するばあい
- (ハ) 一時的居住の期間の延長の申請に関する命令に反対する上訴が大臣により却下されたのち,外国人がその居住が必要であるということを示す他の根拠によって一時的居住の期間を延長する申請に関する上訴または特別の審議の申請を提出するばあい。

第6章 出入国関係法

第43条 (1) 立証責任は、王国に入国しタイ国民である旨主張する者がこれを負担し、その証明は権限ある公務員の面前または裁判所においてこれをなしてもよいものとする。証明が権限ある公務員の面前でなされたばあい、権限ある公務員の決定に不服な者は、移民委員会に上訴でき、委員会はその決定を裁判所に申請することができる。

(2) 前項にもとづく申請を受取ったとき裁判所は、右の申請に異議を申立てうる検察官に対し通知をしなければならない。

第44条 外国人登録に関する法律にしたがった居住証明書も身許証明書ももたない外国人は、許可なしに王国に入国したものとみなされる。

第45条 (1) 移民委員会は特別のばあい、大臣の承認により外国人に対しなんらかの条件にしたがって王国に入国することを許可、もしくはこの法律にしたがうことを免れしめることができる。

(2) 大臣は、いずれかの地域について手数料の納入の免除をみとめることが適当と考えるときは、官報にその旨公告をなす権限を有する。

第46条 (1) 権限ある公務員が王国に入国または出国する輸送機関の検査を完了するまでは、いかなる者といえども、右の輸送機関に乗込みまたは他の輸送機関をその輸送機関に横付することはできない。またいかなる者といえども、権限ある公務員の検査完了まで適法に検査区域に立入ることはできない。

(2) 前項の規定は、輸送機関に関する公務を遂行する公務員または権限ある公務員の許可する者には適用されないものとする。

第47条 第25条または第26条にもとづき居住証明書または出国証明書を発行するときは、省令に規定する標準にしたがって次の額を超えない手数料を課することができる。

(イ) 居住証明書については 1,000 バーツ

第1節 移民法

(d) 王国への帰国のための出国証明書については、申請者が居住証明書を所持するときは20パーツ

(e) 王国へ帰国のための出国証明書については、居住証明書を要しないときは20パーツ

第 48 条 (1) 居住証明書は永久的に有効なものとする。ただし、所持人が王国を出国したのちはこの証明書に所持人が出発前に第26条にもとづき帰国のための裏書をうけるため権限ある公務員に提出しており、かつ、権限ある公務員の裏書の日から1年以内に王国に帰らなければ失効したものとみなされる。

(2) 第26条第(3)号により居住証明書の必要でないばあいの帰国のための出国証明書は、権限ある公務員の発行の日から1年間有効なものとする。

(3) 権限ある公務員が本条第(1)項および第(2)項にもとづき発行する証明書は、1年以内の間であれば何回の出国および帰国についても有効なものとする。

第 49 条 第48条にしたがい、この法律の施行期日前に外国人登録に関する法律にもとづき発行された居住証明書は、この法律にもとづいて発行された居住証明書とみなされる。

第 50 条 この法律にもとづいて発行された証明書が、喪失または重要部分を毀損したためその代り入手しようとする者は、権限ある公務員の調査、決定ののち、省令に規定された代物ごとに50パーツをこえない標準による手数料を納入したときその代物を与えられる。

第 51 条 (1) 王国内に設置される大使館、公使館および領事館の構成員ならびにその国の業務のため王国に入国する外国政府の通知のあった外国人、または国際連合の業務のため王国に入国する国際連合の通知

第6章 出入国関係法

のあった外国人およびその家族構成員は、この法律にしたがう義務を免除される。

(2) 権限ある公務員は、王国に入国する者が前項に規定する検査を受けているかいないかを確認するため、質問または書類の検査なすことができる。

第 52 条 大臣または大臣を代理する権限ある公務員の第7条にもとづき発する公告に反して王国に入国または出国する船の管理をなす者、または、これに反して王国に入国または出国する外国人は、200 パーツ以下の罰金または1カ月以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第 53 条 第14条第2項にもとづきその乗務員を権限ある公務員に勾留せしめなかった輸送機関の所有者または管理をなす者は、右の乗務員の1名につき500パーツ以上3,000パーツ以下の罰金に処せられる。

第 54 条 (2) 第8条、第9条第(2)号(3)号(4)号または第14条第(1)項の規定にしたがわない者は、100 パーツ以下の罰金に処せられる。

(2) 大臣を代理する権限ある公務員は、本条に反する犯罪の罰金の納入を科し、その納入後、事件は、刑事訴訟法等37条にしたがい解決されたものとみなされる。

第 55 条 第9条第(1)号の規定または第6条の規定にもとづき大臣の定める条件にしたがわない輸送機関の所有者または管理をなす者は、500 パーツ以上5,000 パーツ以下の罰金に処せられる。

第 56 条 (1) 権限ある公務員の第10条にもとづき発する命令にしたがわない輸送機関の所有者または管理をなす者は、500 パーツ以上5,000 パーツ以下の罰金に処せられる。

(2) 違反の結果外国人が逃亡したときは輸送機関の所有者または管理をなす者は、逃亡した外国人1人につき1,000 パーツ以上10,000 パーツ以下の罰金に処せられる。

第1節 移民法

ーツ以下の罰金に処せられる。

第 57 条 第10条にもとづき検査または国外追放のため勾留を委託された外国人を過失により逃亡せしめた輸送機関の所有者または管理をなす者は、逃亡した外国人1人につき 500 パーツ以上 5,000 パーツ以下の罰金に処する。

第 58 条 第 11 条に違反して入国したのち王国に居住し、または、第 21 条にしたがわずまたは違反もしくは回避により権限ある公務員の発する命令にしたがって王国を出国しない外国人は、5,000 パーツ以下の罰金または 1 年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第 59 条 権限ある公務員の第12条にもとづき発する命令にしたがわない輸送機関の所有者または管理をなす者は、10,000 パーツ以下の罰金または 2 年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第 60 条 大臣が第 6 条にもとづき、公告により通知する移民の経路もしくは駅以外の経路により王国に入国し、または、大臣が同条にもとづき発する公告に違反していずれかの経路または地域を経て王国に入国もしくは出国する外国人は、5,000 パーツ以下の罰金または 1 年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第 61 条 大臣が第 6 条にもとづき公告により通知する移民の経路もしくは駅以外の経路により王国へ輸送機関を搬入し、または大臣が同条にもとづき発する公告に違反していずれかの経路または地域を経て輸送機関を搬入もしくは搬出する輸送機の関管理者は、10,000 パーツ以下の罰金または 2 年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第 62 条 この法律に違反して外国人の王国への入国を助力、援助および容易ならしめるようなことをなした者は、10,000 パーツ以下の罰金または 2 年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第6章 出入国関係法

第63条 (1) この法律に違反して王国に入国した外国人の逮捕を免れしめるため、その者をかくまい、隠匿またはその他の方法で援助をなした者は、10,000バーツ以下の罰金または2年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

(2) 前項により犯した行為が、その父、母、子、夫または妻を援助するためのものであるときは、その犯罪者はこれを処罰しない。

第64条 (1) 第20条、第22条、第23条、第36条、または第46条に違反した者は、200バーツ以下の罰金または1カ月以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

(2) 取調をなす公務員または大臣を代理する権限ある公務員は、本条に反する犯罪に罰金の納入を科する権限をもち、その納入のあったのち、事件は、刑事訴訟法第37条にしたがい解決されたものとみなされる。

第65条 この法律にもとづきなすことを要する大臣、または大臣を代理する権限ある公務員の発する命令の送達を回避する外国人は、500バーツ以下の罰金に処せられる。命令が国外追放命令であるときは、犯罪者は500バーツ以上5,000バーツ以下の罰金または1年以下の懲役もしくはその両者に処せられる。

第66条 第58条により有罪とされ、服役した外国人は、この法律の規定を実施するため、または国外追放のため権限ある公務員により勾留される。

第67条 (1) 内務大臣はこの法律の執行の管理監督をなし、この法律を実施するため省令を発する権限を有する。

(2) 前項の省令は、官報における公告のときその効力を生ずる。

第2節 移民法にもとく省令

副 署

關係會議 議 長

陸軍元帥

P, ビブルソングラム

第2節 仏曆 (B. E.) 2493年移民法にもとつき発せられた省令

(仏 曆 (B. E.) 2494 年)

仏曆 (B. E.) 2493年移民法第67条により付与された権限により、内務大臣はここに次の省令を発する。

第 1 条 (1) 第7条、第8条または第9条第(3)号にもとづく公告は、権限ある公務員の検査を行う場所の政府建物、港または駅の見やすい場所に15日間以上これを掲示しなければならない。

(2) 第7条にもとづく公告は、警察省においてこれをなすことができる。

第 2 条 第8条にもとづく移民は、王国内の港、駅または場所の管理をなす権限ある公務員に対する右の港、駅または場所への輸送機関の到着またはかかる港、駅または場所からの輸送機関の出発時刻に関する通知は本省令附属第1表により、かかる輸送機関の所有者または管理をなす者が行わなければならない。

第 3 条 (1) 第9条第(2)号にもとつき必要とされる旅客の一覧表は、本令附属書式 I, 3に記載されるように輸送機関の管理者が詳細に記入

しなければならない。

(2) 前項にもとづき権限ある公務員に提出すべき旅客一覧表には、旅客を次のように分類して記入しなければならない。

- (イ) 移民，すなわち移民のための正当な査証をうけた旅客または有効な帰国のための出国証明書を所持する者
- (ロ) 一時的旅行をなす者
- (ハ) 通過旅行者
- (ニ) タイ国旅券を所持する者

第4条 旅客一覧表を提出するときは、輸送機関の所有者は、輸送機関が権限ある公務員の公告により通告する王国内の港、駅または場所に到着したとき、権限ある公務員に対し、本省令所屬書式I，4により記入申立をなし、かつ、旅客に属する身許証明書を提出しなければならない。

第5条 旅客一覧表および乗務員一覧表は、タイ語または英語で記載しなければならない。

第6条 第9条第(1)号にもとづき旅客または乗務員の輸送機関または定められた区域からの退去の許可を得ようとする輸送機関の管理者は、その港、駅または場所の管理をなす権限ある公務員に書式I，5による申請をしなければならない。

第7条 王国から出国または出国せんとする旅客を国境まで運搬しようとする輸送機関の管理者は、書式IまたはI，4により旅客一覧表または乗務員一覧表を提出しなければならない。

第8条 検査、監督または輸送機関の検査の待機を公式の通知のある勤務時間内に行うことを要するとき、または権限ある公務員が第15条にもとづき通知する港、駅または場所以外で行うことを要するときは、

第2節 移民法にもとづく省令

輸送機関の所有者または管理者は、権限ある公務員の定める書式で書面により権限ある公務員に申請をなし、かつ、次に定める料金、または条件にしたがい時間外料金その他の費用を納入しなければならない。

- (イ) 500トン以上の登録済み海上用船舶、または旅客のない500トン以上の海上用船舶の検査については100パーツ、旅客のあるばあいには、旅客1人につきさらに5パーツ
- (ロ) 旅客のない前号以外の海上用船舶の検査については50パーツ、旅客のあるばあいには、旅客1人につきさらに5パーツ
- (ハ) 国境の川または運河を航行する旅客のない発動機船または蒸気船の検査については10パーツ、旅客のあるばあいには、旅客1人につきさらに3パーツ
- (ニ) 川または運河を航行する第(1)号(2)号(3)号以外の旅客ある輸送機関または国境沿いに航行する旅客のある帆船または甲板の検査については、旅客1人につき50パーツ
- (ホ) 船舶または航空機の検査については、旅客のないばあいには50パーツ、旅客のあるばあいには、旅客1人につきさらに5パーツ
- (ヘ) 旅客のない自動車の検査につき20パーツ、旅客のあるばあいには旅客1人につきさらに5パーツ
- (ト) 旅客のないその他の陸上輸送機関については10パーツ、旅客あるばあい旅客1人につきさらに5パーツ
- (チ) 権限ある公務員の通知する港、駅または場所の検査については、さらに1日につき100パーツ、ただし、1日の端数は1日として計算する。
- (9) 第(1)号(2)号(3)号(5)号(6)号(7)号の輸送機関の検査の待機には、輸送機関が通知のあった日時に入国または出国しないばあいには、旅客のない輸送機関の等級にしたがって1日につき半額、ただし、1日の端数

は1日として計算する。

(x) 通知のあった港、駅または場所以外での検査、監督または検査の待機には、輸送機関の船長または管理者が移動費用を支払わなければならない。

第9条 乗務員が増加、減少、または移動させられ、もしくは乗務員のいずれかが移民法第14条第(1)項にもとづき王国から出国しないときは、輸送船の所有者または管理者は、権限ある公務員に対し、本省令附属書式I.6により通知しなければならない。

第10条 次に掲げる病気にかかっている外国人は、第15条第(4)号にもとづき王国に対する入国を拒否される。

(i) らい病

(ii) トラコーマ

(iii) 結核

(iv) ペスト

第11条 通過旅行者または乗務員をのぞき、第18条にもとづき移民とみなされない者は、検査および入国許可のため4×6cmの写真2枚を添え本省令附属書式I.7により申請しなければならない。

第12条 第11条にもとづき移民とみなされない者であって、権限ある公務員の許可をうけた者は、本省令附属書式I.9による証明書として所持すべき許可証を無料で与えられる。

第13条 移民者とみなされず権限ある公務員により入国を許可され、移民法第20条第(2)号にもとづき出国する者は、許可を与える公務員に通知をなすことを要し、通知をなさないばあいには、その居住する地方の警察官および王国から出国するときの最後の駅の移民官に通知しなければならない。

第2節 移民法にもとづく省令

第14条 移民者とみなされず、移民法第20条第1項にもとづき権限ある公務員により入国を許可され移民者として王国に入国する者は、本省令附属書式I. 8によりその居住する地方移民部の権限ある公務員に申請しなければならない。

第15条 第26条にもとづき再入国のための出国証明書を所持するが、所定の期間経過後再入国しようとする外国人移民者または移民法第30条第(6)号(7)号にもとづく以外の者の入国の場合は、本省令附属書式I. 2により検査のある港、駅または場所の管理をなす権限ある公務員の許可を得るための申請をなさなければならない。

第16条 (1) 居住証明書を申請するときは、本省令附属書式I. 10により2枚の申請書と申請者の正面半身、糊づけしていない4×6cmの写真4枚を移民部の権限ある公務員に提出しなければならない。

(2) 居住証明書は、各事項にしたがい、書式I. 11, 15により発行され、第25条にもとづく居住証明書の申請のなされたときは、青色表紙の証明書が発行され (I. 11), 第26条第(2)号にもとづく証明書の申請がなされたときは、赤色表紙の証明書が発行される (I. 15)。

(3) 申請用紙の1枚は、証明書の発行をなす事務所に提出し、他の1枚は、移民局に送付しなければならない。

第17条 (1) 第26条第(1)号(3)号にもとづき帰国予定出国証明書の申請をなすときは、申請用紙I. 12の2枚と申請者の正面半身、のりづけしていない4×6cmの写真2枚を移民部の権限ある公務員に提出しなければならない。適法な検査と承認のあったのち、出国証明書が次の方式のいずれかによつて発行される。

(i) 申請者が有効な居住証明書を所持しているときは、帰国予定出国の申請を証明する期日を、その裏面に記入しなければならない。

第6章 出入国関係法

- (ロ) 申請者が居住証明書をもたないときは、その者は居住証明書を取得するよう命ぜられにもとづく手続がとられなければならない。
- (イ) 申請者が第25条第(1)号および(3)号の適用をうけ、自己が移民者としての適法な入国許可されていることにつき権限ある公務員を納得させるようなその他の文書を所持するものであるときは、帰国予定出国証明書が本省令附属書式 I. B により発行されなければならない。
 - (2) 申請用紙の一枚は証明書を発行する事務所に提出し、他の一枚は移民局に送付しなければならない。
 - (3) 本条の適用を受ける申請者は、自ら出頭することを要する。

第 18 条 第47条にもとづき帰国予定出国証明書の発行および裏書については、次の手数料を課する。

- (イ) 第25条にもとづき発行される居住証明書——1,000 パーツ
- (ロ) 第26条第(2)号にもとづき発行される居住証明書——200 パーツ
- (イ) 居住証明書が必要としないばあいの帰国予定の出国の文書を示す証明書——20パーツ
- (ロ) 居住証明書の裏書——20パーツ

第 19 条 第35条にもとづき、外国人を勾留する費用は、次のように徴収する。

- (イ) 航空輸送機関の旅客またはその他の旅客につき、特別または第1級輸送機関1日あたり生活費30パーツ
- (ロ) 第2級輸送機関の旅客は、1日あたり生活費20パーツ
- (イ) 第3級輸送機関の旅客または甲板旅客もしくは非客船の輸送機関の旅客は、1日あたり生活費10パーツ
- (ロ) その他の実費

第 20 条 (1) 仏暦 B. E. 2493 年の移民法にもとづき発行された証明書

第2節 民法にもとづく省令

その他の文書の代りを申請 する場合には、本省令附属申請用紙 I. 14, 2 枚と、申請者の正面半身、のりづけしていない4×6 cm の写真4 枚を権限ある公務員に提出しなければならない。

(2) 右の代物は、各事項にしたがい本省令附属書式 I. 16 または17に より発行されなければならない。申請用紙の1枚は、証明書を発行す る事務所に提出し、他の1枚は移民局に送付しなければならない。

第 21 条 法第50条にもとづき代物を発行する手数料は、50 ペーツとす る。

第 22 条 移民法第40条により国外追放命令をうけ、移民委員会に対し異 議の申立をなし、または、移民委員会が大臣または権限ある公務員の 命令を確認するばあい、大臣に上訴しようとする者は、事件にしたが い書式 I. 18 または19により申請をしなければならない。

第 23 条 第43条にもとづき、国籍を証明する申請は、本省令 附属 書式 I. 20 によりなさなければならない。

第 24 条 帰国予定の出国を示す証明書 (I. 13) および代物 (I. 16~17) をのぞくすべての書式は、警察省の長官が命令することができ、警察 省は適当と考える新しい書式を規定することができ、官報における公 表ののちこれらの書式は本省令附属書式とみなされる。

仏曆 (B. E.) 2494 年1月25日 制定

内務大臣

M. フロム・ヨディ

INDUSTRIAL PROMOTION ACT, B.E. 2497.

BHUMIBOL ADULYADEJ P. R.

Given on the 4th of October B.E. 2497.

Being the 9th year of the Present Reign.

By Royal Command of His Majesty King Bhumibol Adulyadej, it is hereby proclaimed that

Whereas it is deemed expedient to pass a law governing promotion of industry ;

His Majesty the King, by and with the advice and consent of the Assembly of the People's Representatives, is graciously pleased to enact the following Act :

SECTION 1. This Act shall be called the "Industrial Promotion Act B. E. 2497".

SECTION 2. This Act shall come into force on and from the day following its publication in the Government Gazette.

SECTION 3. In this Act

"Industry" shall mean production of every sort whether done mechanically or manually and shall include agricultural industry, transportation, and tourist industries and other activities which may be declared industries by Royal Decree.

"Commission" means the commission for the promotion of industry.

"Minister" means the minister in charge according to this Act.

"Official in charge" means the official in charge whom the Minister appoints as published in the Government Gazette to carry out the provisions of this Act.

SECTION 4. The Minister of Industry shall be charge of carrying out the provisions of this Act and shall have the power to appoint officials in charge and to issue Ministerial Regulations for the carrying out of this Act.

SECTION 5. There shall be a commission for the promotion of industry composed of the following:

- (1) the Minister of Industry, chairman, the Minister or Assistant Minister of Finance, the Minister or Assistant Minister of Economic Affairs, the Assistant Minister of Industry, the Under Secretary of State for Industry, the Under Secretary of State for the Interior and the Secretary General of the National Economic Council,
- (2) representatives of the Ministries of Defence, Agriculture and Cooperatives, and
- (3) not less than two nor more than four others appointed by the Council of Ministers from those who are qualified in industry, finance or law.

There may be secretaries as the commission decide.

SECTION 6. Qualified commissioners shall hold office for three years.

SECTION 7. Commissioners shall vacate their office before the expiration of their terms through

- (1) death.
- (2) resignation.
- (3) removal by the Council of Ministers.

If a vacancy occurs before the expiration of a term of office, a new commissioner shall be appointed for the remainder of the term vacated.

SECTION 8. A quorum for meetings of the commission shall consist of not less than half of all the commissioners.

SECTION 9. When the chairman is not present at a meeting, the commissioners present may elect any member chairman for that meeting.

SECTION 10. Resolutions and decisions shall be made by a majority of the votes cast.

Each member shall have one vote. In case of tie, the chairman shall cast an additional deciding vote.

SECTION 11. The commission shall have the power to appoint sub-commissions to perform the work or conduct factfinding investigations within the jurisdiction and responsibility of the commission.

Section 8, 9 and 10 shall apply to meetings of the sub-commissions mutatic mtandis.

SECTION 12. The commission shall have the duty to advise the Council of Ministers with regard to the following matters:

- (1) The kind and size of industry which should be promoted including the conditions under which the State should promote it.
- (2) Prohibition of an industry either throughout the country or in particular locality when it appears it may be detrimental to the economy or adversely affect public safety.
- (3) Alteration of existing industry in keeping with the economy of the country or to insure safety.
- (4) Exemption or reduction of import duties on machinery used in initiating or expanding an industry on a large scele.
- (5) Exemption or reduction for a limited period of taxes provided in the Revenue Code.
- (6) Exemption or reduction for a limited period of import duties on materials which must be purchased abroad.
- (7) The granting of foreign exchange for a single time at the official rate for the purchase of essential machinery from abroad according to the meaning of sub-section (4).
- (8) Exportation of products including the exemption or reduction for a limited period of export duties according to the size of the industry.
- (9) Giving protection to an industry by barring the importation of similar products or suspension of the like industries to pre-

vent competition which may be harmful to the national economy.

- (10) Remittance of funds in foreign currency when such funds represent foreign capital or interest from foreign investments.
- (11) The permission of skilled workers or industrial experts to enter the country in excess of the immigration quota when the immigration quota for that country is filled.

SECTION 13. In the exercise of its authority, the commission shall have the power as may be necessary to summon any person to give testimony or to send documentary information in connection with an investigation.

The Ministry of Industry shall pay the transportation lodging and expenses actually incurred and compensation as the Ministry may think fit to persons outside government service summoned under the preceding paragraph.

SECTION 14. In carrying out the provisions of this Act, the official in charge shall have the authority to enter the premises of any person during daylight to investigate and question persons there as to the facts, or to call from persons there and inspect documents or any other things related to the industry, as may be necessary. In such a case, the person in control of the premises shall extend reasonable facilities to the official in charge.

In case the entry of the official on the premises as provided in the preceding paragraph is not urgent, the person in charge of the premises shall be informed a reasonable time in advance.

SECTION 15. In acting under the provisions of Section 14, the official in charge shall show to the persons concerned his identity card which must carry the information required by the Ministerial Regulations.

SECTION 16. Conditions applied to the promotion of an industry of whatever kind or size shall be promulgated by a Royal Decree.

SECTION 17. The prohibition of the establishment an industry of any kind or size or conditions affecting its organisation, or alteration order shall be promulgated by a Royal Decree.

SECTION 18. After the promulgation of the Royal Decrees provided in Section 16, the Minister shall have the authority to enter into an agreement with the owner of the industry with the approval of the Council of Ministers concerning the matters provided for in Section 12.

In such agreement, the Minister may fix the conditions to apply to the owner of the industry.

In the event the owner of the industry does not observe the conditions laid down in the agreement, the Minister may suspend the assistance and may demand from the owner of the industry a penalty equal to not more than ten times the income derived from the assistance given according to this Act. If the income derived from the assistance given is not calculable, he may demand a penalty equal in amount to not more than ten times the net annual profit.

SECTION 19. When agreement is reached under Section 18, the Minister shall make known its provisions to the ministries, public bodies and departments concerned withoutdelay, and such ministries, public bodies and departments shall have the authority and duty to act according to the provisions therein provided.

SECTION 20. Any person who

- (1) does not act in accordance with the orders of the commission under Section 13, or
- (2) opposes or fails to give facility to the official in charge under Section 14 shall be subject to a fine not exceeding 10,000 baht or imprisonment not exceeding one year or both.

SECTION 21. A person who establishes an industry prohibited by Royal Decree or who establishes an industry in contravention of the conditions laid down under Section 17, or does not make

the alterations under the provisions of Section 17 shall be punished with a fine not exceeding 50,000 baht or an imprisonment not exceeding one year or both and such industry established contrary to the provisions of this Act shall be closed.

Countersigned by;

Field Msrshal P. PIBUISONGGRAM,
President of the Council of Ministers.

IMMIGRATION ACT

B.E. 2493

IN THE NAME OF HIS MAJESTY KING BHUMIBOL
ADULYADEJ RANGSIT KROMAPHRA CHAINAT
NARENDR

Regent

Enacted on the 25th of December B.E. 2493,
Being the 5th year of the Present Reign.

Whereas it is deemed proper to revise the law on immigration,

His Majesty the King, by and with the advice and consent of
Parliament, is graciously pleased to enact an Act as follows:

SECTION 1. This Act shall be called the "Immigration Act B.
E. 2493".

SECTION 2. This Act shall come into force after the expira-
tion of thirty day from the date of its publication in the Govern-
ment Gazette.

SECTION 3. The Immigration Act B.E. 2480, the Immigration
Act (No. 2) B.E. 2482 and all laws, bye-laws and regulations in so
far as they are already provided in this Act or are inconsistent
therewith are hereby repealed.

SECTION 4. In this Act

"Alien" means any person who is not of Thai nationality under
the law governing nationality;

"Conveyance" means any vehicle, animal or any other thing
which may be used in conveying a person from one place to
another;

“Owner of conveyance” includes an agent of the owner, hirer, an agent of the hirer or person in possession of a conveyance ;

“Person in charge of conveyance” means the captain or person responsible for the charge and control of a conveyance ;

“Crew of conveyance” means the persons who, by duty, are attached to or work permanently in a conveyance.

For the purpose of this Act a person driving a conveyance without any crew shall be deemed to be the crew of such conveyance as well ;

“Passenger” means any person who travels in a conveyance not being the person in charge or crew of the same ;

“Immigrant” means any alien who enters the kingdom for the purpose of taking up permanent residence ;

“Competent official” means any official designated by the Minister for the purpose of carrying out the provisions of this Act ;

“Immigration doctor” means any doctor designated by the Director General for the purpose of carrying out the provisions of this Act ;

“Director General” means the Director General in charge of immigration ;

“Minister” means the Minister in charge and control for the execution of this Act.

SECTION 5. The competent official shall have power to examine all persons and any conveyance coming into the kingdom or any conveyance in respect of which there is reason to suspect of bringing passengers into the kingdom except a conveyance used exclusively in the service of the government.

For the purpose of examination under the foregoing paragraph the competent official shall also have power to examine all persons and any conveyance going out or in respect of which there is reason

to suspect of carrying passengers out of the kingdom.

SECTION 6. The Minister shall have power to issue public notice in the Government Gazette determining the routes and stations for entry into the kingdom by aliens, laying down conditions to be conformed with by persons in charge of conveyances who bring aliens into the kingdom through such routes or stations, and to forbid entry or departure by aliens through any route or place for any prescribed period of time.

SECTION 7. The Minister or the Director General deputised by the Minister shall have power to give public notice ordering the official examination of persons or conveyances entering or leaving or leaving the kingdom at any place and subject to any conditions.

The public notice provided in the foregoing paragraph shall be made in the manner prescribed in the Ministerial Regulation.

SECTION 8. The owner or person in charge of any conveyance shall, within the period of time fixed by the competent official in a public, notice, notify the competent official at the immigration office in charge of the port, station or locality concerned of the arrival or departure of the conveyance at or from such port, station or locality prior to its arrival or departure.

In case of inability to comply with the provisions of the foregoing paragraph the owner or person in charge of the conveyance shall, without delay, notify the competent official of the immigration station nearest to the place of entry after the arrival of the conveyance in the kingdom.

The public notice provided in the first paragraph shall be given in the manner prescribed in the Ministerial Regulation.

SECTION 9. For the purpose of examining aliens entering the kingdom any person in charge of a conveyance who brings the conveyance from other country or from the border between the kingdom

and other country carrying there in passengers from other country into the kingdom shall have the duty.

(1) to prevent passengers or crew from leaving the conveyance or any quarter arranged with the approval of the competent official without permission of the competent official;

(2) to submit to the competent official a correct list of all passengers and crew in the form prescribed by the Ministerial Regulation;

(3) to stop the conveyance and allow the competent official to board it for the purpose of conducting examination at the port, station or locality notified by the competent official;

(4) to give facilities to the competent official for the purpose of carrying out the provisions of this Act.

The provisions in (2) (3) and (4) shall apply to any person in charge of a conveyance who is taking the conveyance out of the kingdom or carrying passengers to the border for the purpose of departing from the kingdom.

The public notice provided in (3) shall be given in the manner prescribed in the Ministerial Regulation.

SECTION 10. Upon finding any alien to be a person under exclusion or in respect of whom there is reason to suspect of being a person under exclusion under this Act the competent official shall have power to order the owner or person in charge of the conveyance to keep such alien in custody in the conveyance or at any quarter for the purpose of examination or deportation.

SECTION 11. No passenger or crew may lawfully leave a conveyance or any quarter arranged with the approval of the competent official under Section 9 until permitted by the competent official. In the case where order is given under Section 10 the alien concerned shall be placed under the custody of the owner or person in charge of the conveyance.

In the case where a passenger or member of the crew offends or is about to offend against the provisions of the foregoing paragraph the owner or person in charge of the conveyance or the agent of such person may request an administrative or police official within the meaning of the Criminal Procedure Code to arrest such passenger or member of the crew. If such request cannot be made in time he may make the arrest himself and put the said offender in custody, where upon the latter shall forthwith send the person arrested to the competent official. The actual expense of the journey undertaken shall be charged to the account of the owner or person in charge of the conveyance.

SECTION 12. If there is reason to suspect that an offence has been committed against this Act the competent official shall have power to order the owner or person in charge of a conveyance to stop the same or to proceed with the same to any place in so far as it shall be necessary to make examination. If such order is not complied with steps may be taken to enforce it for the purpose of getting the conveyance to the said place or of preventing escape.

One or more signals may be used to convey the order to stop a conveyance or to proceed with the conveyance to some place under the foregoing paragraph. However, such signals shall be prescribed by the Minister and published in the Government Gazette.

SECTION 13. If examination, custody or waiting to conduct examination is made taken or done not during official hours as declared by the government, or the owner or person in charge of a conveyance requests the competent official to conduct examination at any place other than at the port, station or locality notified by the competent official the owner or person in charge of the conveyance shall pay overtime and other expenses at the rate and in accordance with the rules prescribed in the Ministerial Regulation but not exceeding the following :

(1) Without passengers, not more than one hundred baht; with passengers, not more than extra five baht per passenger;

(2) Examination out of port, station or locality notified by the competent official not more than extra one hundred baht per diem; a fraction of a day to be counted as one day.

SECTION 14. If, during the time which any conveyance remains in the kingdom, there is an increase or reduction in the number of crew of the conveyance or a change or transfer of any member of the crew to another conveyance, or any member of the crew decides not to leave the kingdom, the owner or person in charge of such conveyance shall notify the competent official in the form prescribed by the Ministerial Regulation.

In the case where any member of the crew decides not to leave the kingdom as provided in the foregoing paragraph the owner or person in charge of the conveyance or his agent shall without delay deliver the custody of such member of the crew to the competent official for purpose of complying with this Act,

If the member of the crew resists the owner or person in charge of the conveyance in the course of complying with the provisions of the foregoing paragraph Section 11-second paragraph shall be applied *mutatis mutandis*.

SECTION 15. Any of the following aliens is excluded from entry into the kingdom:

(1) Not holding a proper passport or similar paper or a proper passport, visa, if visa is necessary, issued by the Thai embassy, legation or consulate in the foreign country concerned:

(2) Having no means of support;

(3) Being unable to pay fees under this Act;

(4) Suffering from any of such diseases as specified in the Ministerial Regulation;

(5) Being insane or being unable to earn his living through

mental defect physical infirmity or other disease ;

(6) Not having been vaccinated against smallpox or not having had infection or taken other preventive measures against diseases in accordance with medical science and refusing to have such measures taken as provided by law ;

(7) Being likely under the circumstances to be a bad character or to create a disturbance or endanger the safety of the public or the kingdom ;

(8) Being likely under the circumstances to be engaged in prostitution or set up a business against public morality or of children and women traffic ;

(9) Being a person excluded from entry by the Minister under Section 16 ;

(10) Not being in possession of cash up to the amount publicly prescribed by the Minister under Section 28.

The examination of disease or of physical or mental condition shall be conducted by the immigration doctor.

The provisions of (2) and (5) shall not apply to any alien who is the father, mother, husband, wife or child of a person resident in the kingdom who is in a position to maintain the said alien.

SECTION 16. In the interests of the state or for reason of safeguarding public peace or welfare the Minister shall have power to exclude any alien from entry into the kingdom.

SECTION 17. The following shall not be required to have a passport or similar paper :

(1) A person in charge or crew of a seagoing or air conveyance making an entry into a port, station or locality in the kingdom and departing therefrom ;

(2) A national of a bordering country making a temporary journey across the border under compliance with the international agreement between the Government of Thailand and such bordering

country;

(3) A passenger of an international train holding a through ticket and making a transit journey across Thailand under compliance with the international agreement between the Government of Thailand and the country concerned, including the person in charge and crew of such train.

SECTION 18. Any alien entering the kingdom for any of the following purposes shall not be deemed to be an immigrant:

(1) For a temporary visit for the purpose of business, pleasure, health or other;

(2) For a transit journey;

(3) A person in charge or crew of a conveyance making a stop on the way at a port, station or locality in the kingdom;

(4) A student with means of support and of getting education within the kingdom entering for the purpose of getting education at any of the educational institutions designated by the Ministry of Education for the purpose and remaining in the kingdom only for the period required for getting such education;

(5) A group of tourists or a sports team.

SECTION 19. An alien not deemed to be immigrant under Section 18 may be permitted by the Director General or the competent official deputised by him to remain in the kingdom temporarily subject to such conditions as may be laid down.

The period of time for temporary stay in the kingdom shall not exceed.

(1) thirty days for a person under Section 18 (1) and (3) which period of time may be extended to another thirty days if necessary;

(2) twenty four hours for a person under Section 18 (2), which period of time may be extended to another seven days if necessary;

(3) thirty days for a person under Section 18 (4) and (5), which period of time may be extended to another thirty days if necessary, and for any further extension permission shall be considered and granted by the Minister.

SECTION 20. A person not being deemed an immigrant and permitted to remain in the kingdom under Section 19 shall.

(1) stay at the quarter notified to the competent official;

(2) if journeyed to other Changvad and stayed there for more than twenty-four hours, notify the police at the local police station within twenty-four hours from the time of arrival;

(3) notify the police at the local police station of any change of residence, and on taking up residence in another Changvad, notify the police of the police station of such Changvad within twenty-four hours from the time of arrival;

(4) upon leaving the kingdom, notify the competent official in accordance with the rule laid down in the Ministerial Regulation.

The provisions of (2) shall not apply to a person under Section 18 (4), nor shall the provisions of (2) and (3) apply to a person under Section 18 (5).

SECTION 21. Any alien entering the kingdom shall first pass examination by the competent official.

Subject to Section 11 any alien not having passed examination by the competent official shall without delay report personally to the competent official at the immigration office nearest to the place of entry.

SECTION 22. After any alien immigrant or any alien holding a departure certificate for return under Section 26 who reenters the kingdom after the lapse of the period of time prescribed for reentry shall have passed examination by the competent official under Section 21, he shall make application for reentry in the form prescribed

in the Ministerial Regulation at the immigration office in charge of the port, station or locality of entry or the immigration office where he shall have reported personally. After having been found by the Director General or the competent official deputised by him to be an alien not excluded from entry under Section 15 and if quota entry has not been exceeded under Section 29 such an alien may be permitted to enter for residence in the kingdom.

SECTION 23. After any alien not being deemed an immigrant or any alien holding a certificate of departure for return under Section 26 who returns within the prescribed period shall have passed examination by or reported personally to the competent official under Section 21 he shall make application in the form prescribed in the Ministerial Regulation to the immigration office in charge of the port, station or locality of entry or the immigration office where he shall have reported personally. After having been found by the Director General or the competent official deputised by him to be an alien not excluded from entry under Section 15 such an alien may be permitted to enter for residence in the kingdom.

If an alien not deemed an immigrant who has been permitted to enter under the foregoing paragraph later takes up residence within the kingdom as an immigrant he shall make application in the form prescribed in the Ministerial Regulation to the immigration office of the locality of his residence, and if the Director General or the competent official deputised by him finds that immigration quota has not been exceeded under Section 29 such an alien may be permitted to reside in the kingdom as an immigrant.

SECTION 24. Pending the decision by the Director General or the competent official deputised by him to permit entry for residence by any alien the competent official may grant him permission to stay at any place without demanding security upon his undertaking

to present himself at such date, place and time as may be ordered by the competent official. If necessary personal or real security may be required and if such is not furnished the competent official may place the alien concerned in custody.

SECTION 25. After being permitted by the Director General or the competent official deputised by him to enter the kingdom for residence under Section 22 or 23-second paragraph the alien concerned shall apply for a certificate of residence to be issued by the Director General or the competent official deputised by him. Without such certificate of residence no alien shall be deemed to have received permission to reside in the kingdom.

The provisions of the foregoing paragraph shall not apply.

- (1) to a child of the age under twelve years;
- (2) to an alien holding a valid certificate of residence;
- (3) to an alien serving as a permanent official or employee of the Thai Government as well as the members of his family;

SECTION 26. Any alien having lawfully entered and being resident in the kingdom who wishes to leave the kingdom with intention to return shall.

(1) present his certificate of residence to the competent official for endorsement of departure for return in accordance with the procedure prescribed in the Ministerial Regulation;

(2) if no certificate of residence has been issued, to apply for the same from the competent official and conform with (1);

(3) in case of an alien under Section 25 (1) and (3), to make application to the competent official for issuance of a certificate of departure for return in accordance with the procedure prescribed in the Ministerial Regulation.

SECTION 27. If it later appears that any alien permitted to enter the kingdom under Section 22 or 23 was a person under ex-

clusion under Section 15 at the time of entry the Director General or the competent official deputised by him shall refer the matter to the Immigration Commission. If the latter advises the cancellation of entry permit the matter shall be reported to the Minister to have the entry permit cancelled.

The alien concerned shall be given a reasonable opportunity to appear before the commission during its consideration under the foregoing paragraph and to make his statement before the commission.

After cancellation of entry permit has been ordered by the Minister the competent official shall deport the alien concerned from the kingdom.

SECTION 28. The Minister shall have power to issue public notice in the Government Gazette requiring each alien entering the kingdom to have with him so much cash as the Minister shall have prescribed.

The public notice issued by the Minister under the foregoing paragraph shall not apply to children under the age of twelve years.

SECTION 29. The Minister shall make publication in the Government Gazette fixing immigration quota from year to year not exceeding two hundred persons for each country. The same immigration quota of not more than two hundred persons applies to persons without nationality.

For the purpose of the foregoing paragraph all the colonies of a country or each self governing country shall be taken as one country.

SECTION 30. The provisions of Sections 28 and 29 shall not apply to,

(1) An alien who is a permanent official or employee of the

Thai Government or a person notified to the Thai Government by a foreign government to enter the kingdom in its service, including members of the family of the said alien or person;

(2) A person holding a valid passport or paper used as passport issued by the United Nations Organisation;

(3) An alien holding a departure certificate under Section 26 who returns to the kingdom within the prescribed period for return;

(4) A Thai woman by birth who has lost her Thai nationality through marriage;

(5) A child of a Thai woman by birth irrespectively of whether of not the woman has lost her Thai nationality through marriage;

(6) A child of an alien father and mother born abroad whose mother holds a departure certificate under Section 26 accompanying its father or mother who returns to the kingdom within the prescribed period for return;

(7) An alien not deemed to be an immigrant as provided in Section 18.

SECTION 31. Any alien in respect of whom the competent official has reason to believe to be a person excluded from entry into the kingdom under Section 15 (1) (2) (3) (7) (8) (9) or (10) may be detained at any place for the purpose of examination.

SECTION 32. Any alien in respect of whom the competent official has reason to believe to be a person excluded from entry into the kingdom under Section 15 (4) (5) or (6) may be detained at any hospital designated by the immigration director or at any other place for the purpose of taking further proceedings.

SECTION 33. Any alien entering or residing in the kingdom without permission may be deported by the competent official.

Pending any investigation or waiting to be deported the alien

concerned may be ordered detained at any place as may be necessary.

The provisions of the first paragraph shall not apply to aliens entering and taking up residence in the kingdom before the enforcement of the Immigration Act B.E. 2480.

SECTION 34. Any alien being deported under this Act shall be sent back in the same conveyance as brought him into the kingdom or through the same route as he entered.

If it is not possible to deport an alien under the foregoing paragraph the competent official shall have power to send him back in any such conveyance or through any such route as may be convenient charging the expense thereof to the account of the owner or person in charge of the conveyance which brought him into the kingdom. However, if the alien concerned wishes to proceed to other place at his own expense the competent official may permit him to do so.

SECTION 35. The expense of detaining an alien shall be charged to the account of the owner or person in charge of the conveyance which brought him into the kingdom. If there appears to be no such owner or person in charge of conveyance or the alien concerned entered the kingdom without coming in a conveyance the expense shall be charged to his account. Such expense shall be charged according to the scales prescribed in the Ministerial Regulation and not exceeding the actual expense.

SECTION 36. If there is reason to believe that any alien is entering the kingdom for the purpose specified in Section 15 (8) or to take part therein, or if any woman or child is entering the kingdom for such purpose the competent official may order such alien, woman or child to report personally to him and answer his questions. However, the competent official may, if he deems fit,

order such personal appearance for answering questions before the police of the police station of the locality where such alien, woman or child resides. Such order shall be complied with within the period of time fixed by the competent official which shall be not less than seven days at intervals.

For the purpose of the section the competent official shall have power to order any person whom he has reason to believe to be the victim of such traffic or to be taking part in or having knowledge of such traffic to appear and give statement on oath or affirmation before the competent official.

SECTION 37. If he has reason to suspect any person of committing an offence against this Act the competent official deputised by the Director General shall have power to issue writ of summons or warrant of arrest, or to arrest or detain such person to carry out the provisions of this Act and to conduct investigation.

SECTION 38. In the case where the competent official has power to detain any alien under this Act he shall detain such alien in so far as it is necessary under the circumstances for not more than forty-eight hours counting from the time of his arriving at the office of the competent official. In case of necessity such period of forty-eight hours may be extended but not to exceed seven days and the circumstances of such necessity shall be entered in the record by the competent official.

If it is necessary to detain an alien longer than the period of time provided in the foregoing paragraph the competent official shall apply for an order of the Court to detain him further and if found necessary the Court may order further detention not exceeding twelve days on each application. However, if the court finds against the application it may order release with personal security or with personal as well as real security.

The provisions of this section shall not apply to the case of an alien being detained pending deportation from the kingdom.

SECTION 39. A person detained by the competent official in compliance with the provisions of this Act may be released by the competent official without security or with personal security or with personal security as well as real security.

SECTION 40. An order of deportation by the Director General or competent official shall be made in writing and served to the alien concerned, who may file an appeal against it or made application for special consideration to the Immigration Commission except in the case provided in Section 15 (1) and (9).

Upon the filing of the appeal or an application for special consideration the competent official shall stay deportation proceedings pending final order.

SECTION 41. There shall be set up an Immigration Commission consisting of the Director General of the Department of Public Prosecution or his representative, the Director General of the Department of Interior or his representative and the Director General of the Police Department or his representative as members, with a competent official appointed by the Minister serving as secretary.

The Immigration Commission shall have power to confirm or reverse the order made by the Director General or competent official in the case of appeal as they consider proper. If the Commission considers that special consideration should be given the matter shall be referred to the Minister for approval under Section 45.

In the case where the Commission confirms the order of the Director General or competent official the alien concerned may appeal against such decision to the Minister under the conditions provided in Section 43. The order of the Minister shall be final.

SECTION 42. The appeal and application for special considera-

tion provided in Section 40 or the appeal to the Minister provided in Section 41 shall be made in the form prescribed in the Ministerial Regulation and filed with the competent official within forty-eight hours from the service of the order.

The competent official deputised by the Director General may refuse to accept appeal or application for special consideration in any of the following cases :

(1) After having had his appeal against the order concerning his application to become an immigrant rejected by the Minister, an alien files an appeal or an application for special consideration concerning his application for temporary residence in the kingdom ;

(2) After having had his appeal against the order concerning his application for temporary residence rejected by the Minister an alien files an appeal or an application for special consideration concerning his application to become an immigrant ;

(3) After having had his appeal against the order concerning his application for an extended period of temporary residence rejected by the Minister an alien files appeal or an application for special consideration concerning his application for an extended period of temporary residence on other ground which shows that he has no other reason but to delay the matter.

SECTION 43. The onus of proof lies on whomever entering the kingdom and claiming to be a Thai national, which proof may be established before either the competent official or the Court. If proof is established before the competent official the person being dissatisfied with the decision of the competent official may appeal to the Immigration Commission and from the commission appeal still lies to the Court.

Upon receiving an application under the foregoing paragraph the Court shall notify the public prosecutor who may lodge objection to such application.

SECTION 44. Any alien having neither certificate of residence nor identity card in accordance with law governing alien registration shall be presumed to have entered the kingdom without permission.

SECTION 45. In special cases the Immigration Commission may with the approval of the Minister permit any alien to enter the kingdom subject to any conditions or may exempt compliance with this Act in any case.

If the Minister deems fit to grant exemption from payment of fees under this Act for any locality he shall have power to do so by giving public notice in the Government Gazette.

SECTION 46. Before the competent official shall have completed his examination of a conveyance entering or leaving the kingdom no person may lawfully board such conveyance or bring another conveyance alongside the same. Nor may any person lawfully enter into the examination area until after the competent official shall have completed his examination.

The provisions of the foregoing paragraph shall apply to any official carrying out his official duty in connection with the said conveyance or to any person permitted by the competent official.

SECTION 47. In issuing a certificate of residence or certificate of departure for return to the kingdom under Section 25 or 26 fees shall be collected in accordance with the scales prescribed in the Ministerial Regulation but not exceeding the following:

- (1) Not exceeding one thousand baht for a certificate of residence;
- (2) Not exceeding twenty baht for a certificate of departure for return to the kingdom in the case where the applicant holds a certificate of residence;
- (3) Not exceeding twenty baht for a certificate of departure

for return to the kingdom in the case where a certificate of residence is not necessary.

SECTION 48. A certificate of residence is permanently valid. However, after the departure of the holder from the kingdom the said certificate shall be deemed to have lapsed unless before taking his departure the holder shall have produced the same before the competent official to have it endorsed for return under Section 26 and shall return to the kingdom within one year from the date of endorsement by the competent official.

A certificate of departure for return in the case where a certificate of residence is not necessary under Section 26 (3) shall be valid for one year from the date of issuance by the competent official.

A certificate issued by the the competent official under the first and second paragraph shall be valid for any number of departures and returns within one year.

SECTION 49. Subject to Section 48 any certificate of residence issued under the law governing alien registration before the date of enforcing this Act shall be deemed to be a certificate of residence issued under this Act.

SECTION 50. Any person who desires to obtain a substitute for any certificate issued to him under this Act which is lost or damaged in the essential part shall, after satisfactory finding by the competent official after an investigation be given the substitute upon paying the fees under such scales as prescribed in the Ministerial Regulation which shall not exceed fifty baht per substitute.

SECTION 51. Members of foreign embassies, legations and consulates established in the kingdom, and aliens notified by any foreign government or the United Nations Organisation to enter the

kingdom in its service or in the service of the United Nations Organisation as well as members of their families shall be exempted from the duty of complying with this Act.

The competent official shall have power to question or inspect papers for the purpose of ascertaining whether a person entering the kingdom is under exemption as provided in the foregoing paragraph.

SECTION 52. Any person in charge of a conveyance or any alien entering or leaving the kingdom in contravention of any public notice issued by the Minister or the Director General deputed by him under Section 7 shall be punished with a fine not exceeding two hundred baht or imprisonment not exceeding one month or both.

SECTION 53. Any owner or person in charge of a conveyance who fails to place the crew thereof in the custody of the competent official under Section 14 second paragraph shall be punished with a fine from five hundred baht to three thousand baht for each member of the crew involved.

SECTION 54. Any owner or person in charge of a conveyance who fails to comply with the provisions of Section 8, 9 (2) (3) or (4) or Section 14 first paragraph shall be punished with a fine not exceeding one thousand baht.

The competent official deputed by the Director General shall have power to settle an offence against this section for a payment of fine and after payment thereof the case shall be deemed settled under Section 37 of the Criminal Procedure Code.

SECTION 55. Any owner or person in charge of a conveyance who fails to comply with the provisions of Section 9 (1) or with the conditions prescribed by the Minister under Section 6 shall be

punished with a fine from five hundred to five thousand baht.

SECTION 56. Any owner or person in charge of a conveyance who fails to obey the order given by the competent official under Section 10 shall be punished with a fine from five thousand baht.

If as a result of non compliance an alien shall have escaped the said owner or person in charge of the conveyance shall be punished with a fine from one thousand baht to ten thousand baht for each alien to have escaped.

SECTION 57. Any owner or person in charge of a conveyance who through negligence allows any alien entrusted to his custody for the purpose of examination or deportation under Section 10 to escape shall be punished with a fine from five hundred baht to five thousand baht for each alien to have escaped.

SECTION 58. Any alien who resides in the kingdom after having made an entry in contravention of Section 11 or fails to comply with Section 21, or by disobedience or circumvention fails to depart from the kingdom in compliance with the order given by the competent official shall be punished with a fine not exceeding five thousand baht or imprisonment not exceeding one year or both.

SECTION 59. Any owner or person in charge of a conveyance who fails to comply with the order given by the competent official under Section 12 shall be punished with a fine not exceeding ten thousand baht or imprisonment not exceeding two years or both.

SECTION 60. Any alien who enters into the kingdom through any route other than the immigration route of station notified by the Minister in a public notice under Section 6 or enters or leaves the kingdom through any route or area in contravention of the public notice issued by the Minister under the said section shall be punished with a fine not exceeding five thousand bath or imprison-

ment not exceeding one year or both.

SECTION 61. Any person in charge of a conveyance who brings the conveyance into the kingdom through any route other than the immigration route or station notified by the Minister in a public notice under Section 6 or brings the conveyance in or takes it out through any route or area in contravention of the public notice issued by the Minister under the said section shall be punished with a fine not exceeding ten thousand baht or imprisonment not exceeding two years or both.

SECTION 62. Any person who does anything which helps, assists and facilitates an alien in making an entry into the kingdom in contravention of this Act shall be punished with a fine not exceeding ten thousand baht or imprisonment not exceeding two years or both.

SECTION 63. Any person who harbours, hides or in any manner assists any alien known to him to have entered the kingdom in contravention of this Act to evade arrest shall be punished with a fine not exceeding ten thousand baht or imprisonment not exceeding two years or both.

If the act committed under the foregoing paragraph is in order to assist his father, mother, child, husband or wife the offender shall not be punished.

SECTION 64. Whoever offends against Section 20, 22, 23, 36 or 46 shall be punished with a fine not exceeding two hundred baht or imprisonment not exceeding one month or both.

The investigating official or competent official, deputised by the Director General shall have power to settle an offence against this section for a payment of fine and after the payment thereof the case shall be deemed settled under Section 37 of the Criminal Procedure Code.

SECTION 65. Any alien who evades the service of an order issued by the Minister, Director General or competent official deputised by the Director General which is required to be made to him under this Act shall be punished with a fine not exceeding five hundred baht. If the order is for deportation the offender shall be punished with a fine from five hundred baht to five thousand baht or imprisonment not exceeding one year or both.

SECTION 66. Any alien convicted under Section 58 who has served his sentence shall be taken into custody by the competent official for the purpose of carrying out the provisions of this Act or of deportation.

SECTION 67. The Minister of Interior shall have charge and control for the execution of this Act and shall have power to issue Ministerial Regulations to carry out this Act.

The said Ministerial Regulations shall come into effect upon their publication in the Government Gazette.

Countersigned by;

Field Marshal P. PIBULSONGGRAM,

President of the Council of Ministers.

監 修
大 原 栄 一

東南アジア経済関係法令集

— タ イ —

昭和35年3月31日発行

編集兼発行者 社団法人 ア ジ ア 協 会

発 行 所 社団法人 ア ジ ア 協 会

東京都港区赤坂 新坂町38
電話(408)4261(代表)～8

非 売 品

